【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月19日
【中間会計期間】	第24期中（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）
【会社名】	エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社
【英訳名】	NIF SMBC Ventures Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　山村　信一
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目２番１号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。） 東京都千代田区九段北一丁目８番10号
【電話番号】	03-6910-2600（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　日尾　民明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
【電話番号】	03-6910-2600（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　日尾　民明
【縦覧に供する場所】	エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社関西支社 （大阪府大阪市北区梅田一丁目１番３号） エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社中部支社 （愛知県名古屋市中区錦三丁目15番30号） エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社九州支社 （福岡県福岡市中央区天神一丁目12番５号） 株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番９号）

（注）上記のうち、エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社九州支社は、証券取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期中	第23期中	第24期中	第22期	第23期
会計期間	自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日	自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日	自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
売上高（百万円）	7,525	7,867	8,762	12,778	20,444
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	941	△179	△1,382	255	4,604
中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失（△）（百万円）	390	△158	566	△8,406	6,557
純資産額（百万円）	22,605	25,324	83,996	13,914	37,774
総資産額（百万円）	72,583	62,343	127,509	62,448	77,240
１株当たり純資産額（円）	78,221.28	72,218.04	84,299.43	48,148.06	87,554.25
１株当たり中間（当期）純利益金額又は１株当たり中間（当期）純損失金額（△）（円）	1,349.92	△509.92	1,319.82	△29,088.32	17,287.78
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額（円）	―	―	1,318.00	―	17,268.79
自己資本比率（%）	31.1	40.6	28.4	22.3	48.9
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	5,183	4,698	△7,054	6,149	10,678
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	118	124	892	558	3,162
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△8,389	△2,558	3,817	△9,955	△11,893
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（百万円）	4,731	6,737	4,807	4,463	7,154
従業員数（名）	159	153 (17)	192 (23)	153	189 (20)

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。
２．平成17年３月期中間期（第22期中）の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。
３．平成18年３月期中間期（第23期中）の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
４．平成17年３月期（第22期）の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。
５．従業員数欄の（　）は、臨時従業員の会計期間の平均雇用人員であり、外数で記載しております。
なお、平成17年３月期中間期（第22期中）及び平成17年３月期(第22期）については、臨時従業員の会計期間の平均雇用人員が中間連結会計期間末及び連結会計年度末の従業員の総数の100分の10を超えておりませんので記載しておりません。
６．第23期（平成17年10月１日）にＳＭＢＣキャピタル株式会社と合併しております。
７．平成19年３月期中間期（第24期中）より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。
８．平成19年３月期中間期（第24期中）より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会　平成18年９月８日　実務対応報告第20号）を適用し、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）で運営している投資事業組合の一部を連結の範囲に含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期中	第23期中	第24期中	第22期	第23期
会計期間	自　平成16年４月１日 至　平成16年９月30日	自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	自　平成16年４月１日 至　平成17年３月31日	自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
売上高（百万円）	7,226	7,614	6,778	12,116	20,074
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	722	△113	294	32	4,800
中間（当期）純利益又は中間（当期）純損失（△）（百万円）	282	△37	501	△8,491	6,689
資本金（百万円）	11,267	16,267	18,767	11,267	18,767
発行済株式総数（株）	289,000	350,675	429,675	289,000	429,675
純資産額（百万円）	21,951	25,021	35,883	13,501	37,494
総資産額（百万円）	71,606	61,791	78,346	61,868	75,958
１株当たり純資産額（円）	75,958.64	71,354.02	83,502.03	46,717.57	86,900.58
１株当たり中間（当期）純利益金額又は１株当たり中間（当期）純損失金額（△）（円）	979.09	△121.59	1,167.91	△29,382.86	17,646.71
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額（円）	―	―	1,166.30	―	17,627.34
１株当たり配当額（円）	―	―	―	―	2,000
自己資本比率（%）	30.7	40.5	45.8	21.8	49.4
従業員数（名）	145	141	177 (18)	142	178

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。
２．平成18年３月期（第23期）の１株当たり配当額には、合併記念配当500円を含んでおります。
３．平成17年３月期中間期（第22期中）の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。
４．平成18年３月期中間期（第23期中）の潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
５．平成17年３月期（第22期）の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。
６．従業員数欄の（　）は、臨時従業員の会計期間の平均雇用人員であり、外数で記載しております。
なお、平成17年３月期中間期（第22期中）、平成18年３月期中間期（第23期中）、平成17年３月期（第22期）及び平成18年３月期（第23期）については、臨時従業員の会計期間の平均雇用人員が中間会計期間末及び事業年度末の従業員の総数の100分の10を超えておりませんので記載しておりません。
７．第23期（平成17年10月１日）にＳＭＢＣキャピタル株式会社と合併しております。
８．平成19年３月期中間期（第24期中）より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社の異動については、「３　関係会社の状況」に記載しております。

３【関係会社の状況】

当中間連結会計期間より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会　平成18年９月８日　実務対応報告第20号）を適用しております。この結果、以下の28組合が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
（連結子会社） 投資事業組合「ＮＩＦアジア50－Ａ」	東京都千代田区	1,231	投資事業	8.6	当社グループが発掘する国内外の有望な未上場企業等への投資を行っている。
投資事業組合「ＮＩＦアジア50－Ｂ」	同上	1,231	同上	8.6	同上
投資事業組合「日台新企業投資」 （注）２	同上	2,264	同上	3.3	同上
投資事業組合「ＮＩＦベンチャー21－Ａ」	同上	1,676	同上	3.2	同上
投資事業組合「ＮＩＦベンチャー21－Ｂ」	同上	1,676	同上	9.7	同上
投資事業組合「ＮＩＦニューテクノロジーファンド’98」	同上	1,610	同上	10.0	同上
投資事業組合「ＮＩＦニューテクノロジーファンド’99－Ａ」 （注）２	同上	2,620	同上	7.5	同上

名称	住所	出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
投資事業組合「ＮＩＦニューテクノロジーファンド’99－Ｂ」（注）２	東京都千代田区	2,620	投資事業	10.0	当社グループが発掘する国内外の有望な未上場企業等への投資を行っている。
投資事業組合「ＮＩＦニューテクノロジーファンド2000／１号」（注）２	同上	7,228	同上	10.2	同上
投資事業組合「ＮＩＦニューテクノロジーファンド2000／２号」（注）２	同上	7,268	同上	10.4	同上
投資事業組合「ＮＩＦ21－ＯＮＥ（１号）」（注）２	同上	9,637	同上	9.1	同上
投資事業組合「ＮＩＦ21－ＯＮＥ（２号－Ａ）」（注）２	同上	4,336	同上	13.3	同上
投資事業組合「ＮＩＦ21－ＯＮＥ（２号－Ｂ）」（注）２	同上	4,336	同上	10.0	同上
投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド（注）２	同上	8,230	同上	17.8	同上
投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド（注）２	同上	10,585	同上	16.4	同上

名称	住所	出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
エヌアイエフ産学連携ファンド１号投資事業有限責任組合 （注）２	東京都千代田区	1,942	投資事業	50.0	当社グループが発掘する国内の有望な未上場企業等への投資を行っている。
テイクオフジャパン１号投資事業有限責任組合 （注）２、３	東京都中央区	2,983	同上	93.7 (0.0)	同上
エヌアイエフジャパンファンド投資事業有限責任組合 （注）２	東京都千代田区	2,977	同上	9.7	同上
ＮＩＦベンチャーキャピタルファンド2005ＴＯＫＹＯ投資事業有限責任組合	同上	858	同上	30.1	同上
ＮＩＦ－ＰＡＭＡ企業支援ファンドＡ号投資事業有限責任組合 （注）２、３	東京都中央区	4,157	同上	41.8 (11.3)	当社グループが発掘する国内外の有望な未上場企業等への投資を行っている。
ＮＩＦベンチャーキャピタルファンド2005Ｈ－１投資事業有限責任組合 （注）２	東京都千代田区	3,500	同上	31.4	同上
ＮＩＦベンチャーキャピタルファンド2005Ｈ－２投資事業有限責任組合 （注）２	同上	5,100	同上	32.4	同上
ＮＩＦベンチャーキャピタルファンド2005Ｈ－３投資事業有限責任組合	同上	800	同上	37.5	同上

名称	住所	出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
ＮＩＦベンチャーキャピタルファンド2005Ｌ－１投資事業有限責任組合	東京都千代田区	200	投資事業	50.0	当社グループが発掘する国内の有望な未上場企業等への投資を行っている。
ＮＩＦベンチャーキャピタルファンド2005Ｌ－２投資事業有限責任組合	同上	300	同上	50.0	同上
ＮＩＦベンチャーキャピタルファンド2005Ｇ－１投資事業有限責任組合	同上	400	同上	50.0	同上
ＮＩＦＳＭＢＣ－Ｖ2006Ｓ１投資事業有限責任組合 （注）２	同上	4,700	同上	33.5 (10.1)	当社グループが発掘する国内外の有望な未上場企業等への投資を行っている。
ＮＩＦＳＭＢＣ－Ｖ2006Ｓ２投資事業有限責任組合 （注）２	同上	5,800	同上	34.5	同上

（注）１　「議決権の所有割合」欄は、当該投資事業組合に対する出資割合を記載しております。
なお、同欄の（　）は、間接出資割合であり、内数で記載しております。
２　特定子会社に該当します。
３　テイクオフジャパン１号投資事業有限責任組合及びＮＩＦ－ＰＡＭＡ企業支援ファンドＡ号投資事業有限責任組合の上記住所は登記上の住所であり、現住所は東京都千代田区であります。

４【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成18年９月30日現在

事業部門の名称	従業員数（名）
投資事業部門	147 (17)
その他	45 (6)
合計	192 (23)

（注）１　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２　従業員数は、前中間連結会計期間末に比べて39名増加しておりますが、これは主として平成17年10月１日のＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年９月30日現在

従業員数（名）	177 (18)

（注）１　従業員数は就業人員であり、執行役員15名及び受入出向者34名を含んでおります。また、臨時従業員数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２　従業員数は、前中間会計期間末に比べて36名増加しておりますが、これは主として平成17年10月１日のＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併によるものであります。

(3) 労働組合の状況

連結会社の従業員のうち59名が、大和証券グループ従業員組合の組合員となっております。なお、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰や米国経済の減速懸念などの不安要素が見られたものの、全体としては企業業績の改善を背景とした設備投資の拡大に加え、個人消費も堅調に推移するなど、景気は緩やかな拡大基調を維持してきました。

国内の新規上場企業数は83社（前年同期73社）となり、堅調に推移いたしました。

こうした中、当中間連結会計期間の売上高は8,762百万円（前年同期7,867百万円）、売上原価は7,334百万円（前年同期6,101百万円）、販売費及び一般管理費については、2,843百万円（前年同期1,937百万円）となり、営業損失は1,415百万円（前年同期171百万円の営業損失）、経常損失は1,382百万円（前年同期179百万円の経常損失）となりました。

また、少数株主損失1,765百万円を控除した後の当中間連結会計期間の中間純利益は、566百万円（前年同期158百万円の中間純損失）となりました。

なお、当中間連結会計期間より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会　平成18年９月８日　実務対応報告第20号）を適用し、当社グループで運営している投資事業組合等の一部を連結の範囲に加えることとしたため、当中間連結会計期間の連結貸借対照表の総資産・純資産、連結損益計算書の売上高・売上原価、また経常利益などが対前年同期に比べ大きく変動しております。詳細については、「第５　経理の状況　中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　１．連結の範囲に関する事項　（１）連結子会社数　（会計方針の変更）」に記載のとおりです。

投資事業部門の営業活動は、次のとおりです。

（投資活動の状況）

当中間連結会計期間における当社グループの総投資実行額（プロパー投資と組合投資の合計額）は96社、11,279百万円（前年同期56社、10,611百万円）となりました。

ベンチャー投資（以下、「ＶＣ投資」といいます。）においては、95社、10,179百万円（前年同期54社、6,601百万円）となりました。

ＶＣ投資は地域別では国内投資が90社、8,574百万円（前年同期46社、5,967百万円）、海外投資が５社、1,605百万円（前年同期８社、633百万円）となりました。

バイアウト投資においては、丸星株式会社への投資により、投資実績は１社、1,100百万円（前年同期２社、4,009百万円）となりました。

投資実行額及び投資残高の詳細については、「２　営業の状況（2）投資の状況」に記載のとおりです。

（新規上場の状況）

当中間連結会計期間における当社グループの投資先の新規上場企業数は、国内で20社（前年同期８社）、海外で１社（前年同期３社）、国内外合計で21社（前年同期11社）となりました。

（注）　プロパー投資とは、連結会社の自己資金を原資とした投資であり、組合投資とは、当社グループが運営するファンド（投資事業有限責任組合契約に関する法律上の組合、民法上の任意組合、商法上の匿名組合等）の組合出資金を原資とした投資であります。

（ファンドの運営管理業務）

当中間連結会計期間においては、当社グループが運営するファンドとして新たに「ＮＩＦＳＭＢＣ－Ｖ２００６」シリーズをコミットメント総額56,200百万円（前年同期は新規と追加で4,620百万円）で設立しました。ファンドの詳細については、「２　営業の状況（３）ファンドの状況」に記載のとおりです。

当中間連結会計期間における投資事業組合等運営報酬は1,192百万円（前年同期1,005百万円）となりました。

なお、投資事業組合等において、期間損益をより適切に表示するため、四半期ごとに支払成功報酬を計上することとなったことに伴い、当中間連結会計期間より、当該支払成功報酬の受取額を投資事業組合等運営報酬に計上しております。詳細については、「第５　経理の状況　中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　追加情報」に記載のとおりです。

（営業投資関連損益の状況）

営業投資有価証券売却額から営業投資有価証券売却原価を控除した営業投資有価証券売却損益は3,744百万円（前年同期3,705百万円）となりました。また投資先会社の直近の業績等を考慮して、投資損失引当金繰入額3,456百万円（前年同期2,179百万円）及び営業投資有価証券評価損270百万円（前年同期912百万円）を計上したことにより、営業投資関連利益は303百万円（前年同期727百万円）となりました。

営業投資関連損益

	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
営業投資有価証券売上高（百万円）	6,639	7,471	15,479
営業投資有価証券売却額　①（百万円）	6,525	7,184	15,304
営業投資有価証券利息配当金（百万円）	113	286	174
営業投資有価証券売上原価（百万円）	3,732	3,710	8,203
営業投資有価証券売却原価　②（百万円）	2,820	3,440	6,370
営業投資有価証券評価損（百万円）	912	270	1,832
投資損失引当金繰入額（百万円）	2,179	3,456	2,550
営業投資関連利益（百万円）	727	303	4,725

営業投資有価証券売却損益（①－②）（百万円）	3,705	3,744	8,933

（営業投資有価証券残高の状況）

当中間連結会計期間末における当社グループの営業投資有価証券残高は、103,799百万円（前年度末59,915百万円）となりました。

なお、当社グループの時価のある営業投資有価証券の取得原価と時価の差額は4,392百万円（前年度末3,169百万円）であり、時価が取得原価を超えるものが4,535百万円（前年度末3,223百万円）、時価が取得原価を超えないものが143百万円（前年度末54百万円）であります。

（投資損失引当金の状況）

当社グループが行う投資事業の対象企業は、設立間もないことから事業基盤が安定していないことが多く、投資先会社の業績の悪化等により、当社グループにおいて損失が発生する恐れがあります。そのような損失に備えるため、投資先会社の直近の実情を考慮し、必要に応じて随時損失見積額を計上しております。当中間連結会計期間におきましては、3,456百万円（前年同期2,179百万円）の引当を繰入れましたが、売却等による取崩額等1,216百万円（前年同期1,503百万円）がありました。また、投資事業組合等の連結に伴い、6,213百万円増加し、投資損失引当金残高は、15,297百万円（前年度末6,843百万円）となりました。その結果、当中間連結会計期間末における未上場営業投資有価証券残高91,502百万円（決算期が未到来のファンドへの出資金等を除く）に対する引当率は、16.7%（前年度末13.6%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは7,054百万円のキャッシュアウトフロー(前年同期4,698百万円のキャッシュインフロー)となりました。これは、主に営業投資有価証券の取得を行ったことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは892百万円のキャッシュインフロー(前年同期124百万円のキャッシュインフロー)となりました。これは主に投資有価証券の売却によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは3,817百万円のキャッシュインフロー(前年同期2,558百万円のキャッシュアウトフロー)となりました。これは主に投資資金の借入金調達によるものであります。

以上の結果、当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,347百万円減少し、当中間連結会計期間末は4,807百万円となりました。

2【営業の状況】

(1)投資事業の概要

当企業集団が行う投資業務は、その投資対象・手法に応じて、ＶＣ投資とバイアウト投資に分類されます。

ＶＣ投資は、デジタルテクノロジーやライフサイエンスなどに代表される先端技術を有する企業やコンテンツ、サービスなどの分野で独自または新しいビジネスモデルを持つ有望企業を対象に、資金面のみならず、経営全般にわたりサポートを行うハンズオン型の投資を基本としています。

一方、バイアウト投資は、大企業の子会社や事業部門のスピンオフ・スピンアウト、非上場化を志向する上場企業、事業継承問題を抱えている企業など、優良な経営資源を有する中堅企業を対象に、ＭＢＯ（マネジメントバイアウト）の手法等により、経営陣の方々のパートナーとして積極的に経営に関与し、事業再構築を支援しています。

(a) 営業投資有価証券売上高

投資先企業の発行する株式を取得後、当該企業株式等を有利な機会に売却することにより得られる収入並びに投資先企業の株式等からの配当及び利息が主なものであります。

(b) 投資事業組合等運営報酬

ファンドの運営管理を行うことによって得られる管理報酬、ファンドの会計期間中に実現したキャピタルゲインに応じて得られる成功報酬等が主なものであります。

(c) その他の売上高

ファンドの運営管理に係る事務（主に経理事務、有価証券現物管理）を代行することによって得られる手数料等が主なものであります。

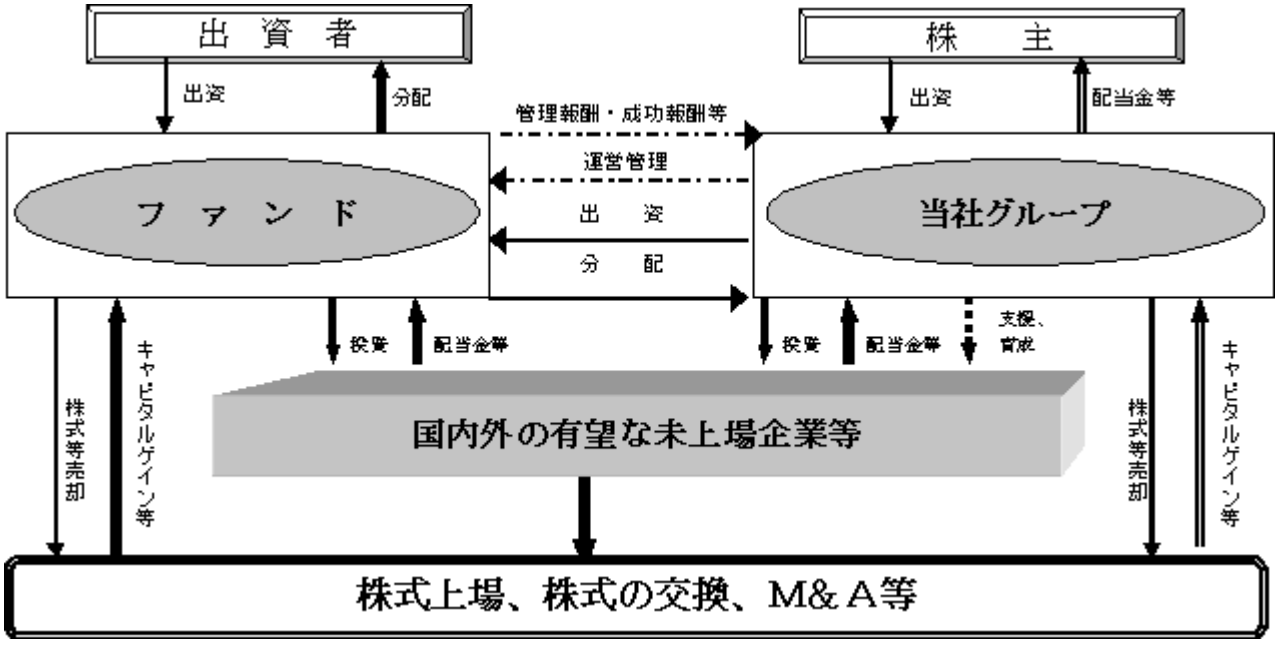

(2) 投資の状況

①－1　総投資実行額

		前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日		当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日		前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日	
		社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)
ＶＣ投資	エクイティ	49	6,242	95	10,179	140	18,287
	社債等	5	359	1	0	8	1,642
	小計	54	6,601	95	10,179	145	19,930
バイアウト投資等	エクイティ	2	4,009	1	1,100	3	5,130
	社債等	－	－	－	－	－	－
	小計	2	4,009	1	1,100	3	5,130
合　　計		56	10,611	96	11,279	148	25,061

［参考情報］

ＶＣファンド等への出資	15	654	18	1,637	23	1,880
総投資実行額＋ＶＣファンド等への出資	71	11,265	114	12,917	171	26,941

(注)　１．「総投資実行額」は、プロパー投資及び組合投資の合計であります。
２．同一投資先企業にエクイティと社債等それぞれで投資している場合、上表の社数は１社として集計しているため、「エクイティ」欄の社数と「社債等」欄の社数との合計は一致しておりません。
３．「ＶＣファンド等への出資」は、当社グループ以外の第三者の運営する、未上場株式等を対象とする投資ファンドに対する出資であり、「社数」欄にはファンド数を表示しております。

①－2　ＶＣ投資の業種別実行額

	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日		当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日		前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日	
	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)
ＩＴ関連	24	2,460	45	4,616	50	6,808
ライフサイエンス関連	17	1,635	16	1,903	38	6,467
金融	1	180	1	60	4	567
サービス	5	1,426	9	515	14	2,034
流通・外食	－	－	5	278	8	1,680
その他	7	899	19	2,806	31	2,371
合　　計	54	6,601	95	10,179	145	19,930

①－3　ＶＣ投資の地域別実行額

	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日		当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日		前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日	
	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)
日本	46	5,967	90	8,574	133	17,259
米国	3	243	1	175	6	2,191
アジア	1	170	1	106	1	170
欧州その他	4	219	3	1,323	5	309
合　　計	54	6,601	95	10,179	145	19,930

②－1　総投資残高

		前中間連結会計期間末（平成17年９月30日）		当中間連結会計期間末（平成18年９月30日）		前連結会計年度末（平成18年３月31日）	
		社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)
ＶＣ投資	エクイティ	536	69,189	1,070	103,987	1,044	99,213
	上場	35	3,172	35	3,492	34	4,436
	未上場	501	66,017	1,035	100,494	1,010	94,776
	社債等	39	2,600	42	2,943	50	3,973
	小計	559	71,790	1,092	106,930	1,072	103,186
バイアウト投資等	エクイティ	6	11,255	12	14,136	11	14,383
	上場	－	－	1	645	1	645
	未上場	6	11,255	11	13,491	10	13,738
	社債等	－	－	－	－	－	－
	小計	6	11,255	12	14,136	11	14,383
合　　計		565	83,046	1,104	121,066	1,083	117,569

［参考情報］

ＶＣファンド等への出資残高	53	6,601	68	8,185	68	7,876
総投資残高＋ＶＣファンド等への出資残高	618	89,647	1,172	129,252	1,151	125,445

(注) １．「総投資残高」は、プロパー投資残高及び組合投資残高の合計であります。
２．「金額」は取得原価で表示しております。
３．同一投資先企業にエクイティと社債等それぞれで投資している場合、上表の社数は１社として集計しているため、「エクイティ」欄の社数と「社債等」欄の社数との合計は一致しておりません。
４．「ＶＣファンド等への出資残高」は、当社グループ以外の第三者の運営する、未上場株式等を対象とする投資ファンドに対する出資残高であり、「社数」欄にはファンド数を表示しております。

②－2　ＶＣ投資（エクイティ：未上場）の業種別残高

	前中間連結会計期間末 （平成17年９月30日）		当中間連結会計期間末 （平成18年９月30日）		前連結会計年度末 （平成18年３月31日）	
	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)
ＩＴ関連	202	33,453	377	40,972	358	39,184
ライフサイエンス関連	83	11,532	145	20,073	136	18,287
金融	21	3,807	33	5,790	34	5,814
サービス	37	4,495	84	7,392	87	7,161
流通・外食	38	2,809	122	6,585	124	6,803
その他	120	9,919	274	19,680	271	17,524
合　　計	501	66,017	1,035	100,494	1,010	94,776

(注)　「金額」は取得原価で表示しております。

②－3　ＶＣ投資（エクイティ：未上場）の地域別残高

	前中間連結会計期間末 （平成17年９月30日）		当中間連結会計期間末 （平成18年９月30日）		前連結会計年度末 （平成18年３月31日）	
	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)	社数	金額(百万円)
日本	400	43,608	945	80,371	918	75,339
米国	30	9,473	28	7,882	29	7,872
アジア	36	6,927	32	6,329	31	6,474
欧州その他	35	6,009	30	5,910	32	5,090
合　　計	501	66,017	1,035	100,494	1,010	94,776

(注)　「金額」は取得原価で表示しております。

(3) ファンドの状況

① 当社グループが運営するファンドの推移状況

	前中間連結会計期間末 平成17年９月30日現在				当中間連結会計期間末 平成18年９月30日現在				前連結会計年度末 平成18年３月31日現在			
	ファンド数	払込出資金累計額(百万円)	純資産額(百万円)	分配累計額(百万円)	ファンド数	払込出資金累計額(百万円)	純資産額(百万円)	分配累計額(百万円)	ファンド数	払込出資金累計額(百万円)	純資産額(百万円)	分配累計額(百万円)
運営中（清算のため延長中を含む）	39	124,975	85,411	28,921	67	225,476	141,125	64,037	63	196,290	127,252	48,588
清算完了	23	80,799	－	100,044	25	86,199	－	106,010	25	86,199	－	106,010
合計	62	205,775	85,411	128,966	92	311,676	141,125	170,048	88	282,490	127,252	154,599

（注）１．各中間連結会計期間末及び前連結会計年度末直近の各ファンドの事業報告書又は中間決算報告書に基づいて集計しております。

２．最初の決算期又は中間決算期が到来しておらず、初年度の事業報告書又は中間決算報告書が作成されていないファンドの純資産額については、払込出資金と同額として集計しております。

３．純資産額には、その他有価証券評価差額金等が含まれております。

前中間連結会計期間末　　327百万円
当中間連結会計期間末　5,206百万円
前連結会計年度末　　2,508百万円

４．上記以外の、

（Ⅰ）当社グループが運営するファンドは、運営中のもの及び清算完了したものをあわせ、当中間連結会計期間末において、16ファンド（払込出資金累計額20,680百万円）であります。

（Ⅱ）当社グループが事務代行のみを行うファンドは、運営中のもの及び清算完了したものをあわせ、当中間連結会計期間末において、６ファンド（払込出資金累計額7,033百万円）であります。

② 当社グループが新規に設立した、またはコミットメント総額が増加したファンド

前連結会計年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

（ｉ）新規に設立したファンド

名　　称	コミットメント総額（百万円）
ＮＩＦ－ＰＡＭＡ企業支援パラレル・ファンド１号匿名組合	3,320

（ii）コミットメント総額が増加したファンド

名　　称	コミットメント増加額（百万円）
ＮＩＦ－ＰＡＭＡ企業支援ファンドＡ号投資事業有限責任組合	1,300

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

（ｉ）新規に設立したファンド

名　　称	コミットメント総額（百万円）
「ＮＩＦＳＭＢＣ－Ｖ２００６」シリーズ （Ｓ１、Ｓ２、Ｓ３、神戸バイオ・メディカル４号）	56,200

（ii）コミットメント総額が増加したファンド

該当事項はありません。

(4) 投資先企業新規株式上場等状況

前連結会計年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

	会社名	上場年月日	上場市場	主要業務	本社所在地
国内23社	ＧＭＯペイメントゲートウェイ㈱	平成17年４月４日	東証マザーズ	非対面分野におけるクレジットカードの決済処理サービスの提供等	東京都
	大和システム㈱	平成17年４月６日	東証２部	建築請負業、マンション企画、スーパー銭湯運営	大阪府
	日本通信㈱	平成17年４月21日	ヘラクレス	携帯電話、ＰＨＳ等移動体通信回線及び端末の法人向け販売	東京都
	㈱ぐるなび	平成17年４月25日	ヘラクレス	レストラン検索事業、モール事業・トレード事業・コンテンツプロバイダー等	東京都
	㈱システムリサーチ	平成17年６月13日	ジャスダック	汎用機、オフコン、パソコンのシステム開発及び保守管理	愛知県
	㈱アドバンスト・メディア	平成17年６月27日	東証マザーズ	音声認識システム開発及びコンサルティング	東京都
	ＩＭＶ㈱	平成17年７月20日	ジャスダック	振動試験及び振動計測装置の製造・販売	大阪府
	㈱富士バイオメディックス	平成17年８月１日	名証セントレックス	医薬品等開発支援事業、調剤薬局事業及びその他の事業	埼玉県
	㈱ディー・ディー・エス	平成17年11月28日	東証マザーズ	指紋認証システムの開発・販売及び各種情報機器のソフト及びハードに係る開発・設計・製造業務の受託等	愛知県
	㈱アプレシオ	平成17年11月29日	名証セントレックス	複合カフェの直営店運営及びフランチャイズ展開	東京都
	㈱ファンコミュニケーションズ	平成17年11月30日	ジャスダック	アフィリエイト・プログラム（成果報酬型広告）運営代行サービス「エーハチネット」の運営、広告媒体サイトの運営等	東京都
	㈱シニアコミュニケーション	平成17年12月９日	東証マザーズ	シニア向けビジネスのコンサルティング・プロモーションサポートサービスの提供等	東京都
	㈱プロデュース	平成17年12月14日	ジャスダック	「３Ｄアプリケーションの技術」を活用した装置及びIR（絶縁抵抗） 計測技術に基づく装置の開発、製造、販売等	新潟県
	日本パーキング㈱	平成17年12月21日	ジャスダック	時間貸し駐車場の運営	東京都
	㈱カネミツ	平成17年12月22日	大証２部	自動車、農業機械及び一般機械用の鋼板製のプーリ設計、開発、製造及び販売等	兵庫県
	㈱フュートレック	平成17年12月27日	東証マザーズ	音源ＩＰ（携帯電話用音源ＬＳＩの設計データ）の開発及び販売	大阪府
	㈱フェリシモ	平成18年２月８日	東証２部	服飾・服飾雑貨及び生活関連品の通信販売等	兵庫県
	㈱ハウスフリーダム	平成18年２月10日	福証Ｑボード	不動産仲介事業、新築戸建分譲事業、建設請負事業、損害保険代理店事業	大阪府
	㈱丸千代山岡家	平成18年２月17日	ジャスダック	ラーメン店の経営	北海道
	ラサ商事㈱	平成18年２月28日	東証２部	食料・資源関連事業、産機・建機関連事業及び環境設備関連事業	東京都
	クリエイト㈱	平成18年３月３日	ジャスダック	パイプ・継手・バルブ等の管工機材商品の販売	大阪府
	㈱レディ薬局	平成18年３月17日	ジャスダック	医薬品、化粧品、雑貨、食品等の販売及び処方箋調剤	愛媛県
	㈱アトリウム	平成18年３月28日	ジャスダック	不動産流動化事業、サービサー事業、不動産ファンド事業および不動産融資保証事業	東京都

	会社名	上場年月日	上場市場	主要業務	本社所在地
海外６社	Don Pon Precision, Inc.	平成17年５月19日	台湾店頭	携帯電話プラスチックボディ及びライトガイド、デジタルカメラボディの生産・販売	台湾
	Hunt Electronic Co., Ltd.	平成17年６月７日	台湾店頭	監視カメラなどの製造・販売	台湾
	De Poan Pneumatic Corp	平成17年６月30日	台湾店頭	エア釘打ち機のＯＤＭ生産	台湾
	Intercytex Group Plc	平成18年２月１日	ＡＩＭ	皮膚、毛髪、腎臓等の細胞治療薬の研究開発	英国
	Acorda Therapeutics, Inc.	平成18年２月10日	ナスダック	脊髄損傷症治療薬の開発	米国
	Himax Technologies Inc.	平成18年３月31日	ナスダック	LCDドライバICデザインハウス	台湾

（注）１．ＡＩＭ：ロンドン証券取引所の新興企業向け市場
２．上記のほか、株式交換・合併により以下の投資先４社（国内１社、海外３社）が上場会社に買収されました。
㈱トーカイ・ブロードバンド・コミュニケーションズ、Compostar Technology Co.Ltd.、AlgoRx Pharmaceuticals,Inc.、Cyclacel Ltd.

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

	会社名	上場年月日	上場市場	主要業務	本社所在地
国内20社	㈱ジェイテック	平成18年４月４日	ヘラクレス	主に技術者派遣に特化したテクニカルアウトソーシング事業及び一般派遣事業	東京都
	㈱ラクーン	平成18年４月６日	東証マザーズ	ｅマーケットプレイスの運営を通じての商品の仕入・販売	東京都
	クオール㈱	平成18年４月21日	ヘラクレス	調剤薬局事業及び医薬品治験関連事業	東京都
	㈱システムディ	平成18年４月27日	ヘラクレス	大学・フィットネスクラブ等、業種に特化した業務支援パッケージソフトを自社開発し、提供する事業	京都府
	㈱翻訳センター	平成18年４月28日	ヘラクレス	翻訳及び顧客先への通訳の派遣等	大阪府
	平河ヒューテック㈱	平成18年５月２日	東証２部	電線、放送機器及び医療チューブ等の製造・販売	東京都
	㈱ティア	平成18年６月２日	名証セントレックス	葬儀会館の運営等	愛知県
	夢の街創造委員会㈱	平成18年６月５日	ヘラクレス	デリバリー総合サイト「出前館」の運営、デリバリーチャネルを利用した広告代理業等	大阪府
	特殊電極㈱	平成18年６月14日	ジャスダック	溶接工事の施工、溶接材料、特殊溶接を施した鋼板等の製造・販売等	兵庫県
	㈱アテクト	平成18年６月20日	ジャスダック	半導体保護資材事業及び衛生検査器材事業	大阪府
	㈱リビングコーポレーション	平成18年６月20日	東証マザーズ	一棟販売用賃貸デザインマンションの開発及び企画設計の受託等	東京都
	アミタ㈱	平成18年６月23日	ヘラクレス	環境ソリューション事業	東京都
	㈱ライフステージ	平成18年７月５日	ヘラクレス	分譲マンションの企画・開発・販売、不動産流動化・再生事業及び住宅設備備品販売事業	大阪府
	㈱パワーアップ	平成18年７月13日	ヘラクレス	イタリア家庭料理店「元祖にんにくや　パワーアップグループ」等の店舗運営	愛媛県
	㈱ビットアイル	平成18年７月19日	ヘラクレス	インターネットデータセンターの運営を中心とする、総合ＩＴアウトソーシング事業	東京都
	バリューコマース㈱	平成18年７月31日	東証マザーズ	インターネットを利用した成功報酬型の広告配信・管理サービス、検索エンジン最適化サービス等	東京都
	㈱オービス	平成18年９月５日	ジャスダック	梱包用材（ニュージーランド材）の製造・販売、プレハブハウスの製造・販売・リース、カラオケハウス及びゴルフ場の運営等	広島県
	㈱三栄建築設計	平成18年９月12日	名証セントレックス	１都３県（東京・千葉・埼玉・神奈川）における戸建住宅販売、並びに保有物件の賃貸及び管理	東京都
	協和医科器械㈱	平成18年９月15日	ジャスダック	医療用器械器具・福祉用具の販売及びレンタル等	静岡県
	㈱メディア工房	平成18年９月15日	東証マザーズ	デジタルコンテンツ事業及びそれに伴う物販事業	東京都
海外1社	BioXell S.p.A	平成18年６月22日	ＳＷＸ	泌尿器系疾患の治療薬の開発	イタリア

（注）１．ＳＷＸ：スイス証券取引所

２．上記のほか、株式交換・合併により以下の投資先４社（国内３社、海外１社）が上場会社に買収されました。

イージーシステムズ㈱、ポータル㈱、㈱オックス、Eldat Communication Ltd.

３【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

５【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

提出会社

当中間連結会計期間において、本社機能を東京都中央区から東京都千代田区へ移転することを平成18年７月26日開催の取締役会において決議し、平成18年11月27日に移転いたしました。

本社機能の移転に伴い、当中間連結会計期間中に除却した設備は次のとおりであります。

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）		
		建物及び構築物	その他	合計
本社（東京都中央区）	事務所設備	121	7	128

なお、本社機能移転後の賃借設備は次のとおりであります。

事業所名（所在地）	設備の内容	面積（㎡）	年間賃料（百万円）	従業員数（名）
本社（東京都千代田区）	事務所設備	3,098.34	339	（注）

（注）　本社機能移転に伴うものであり、従業員数に変更はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,056,000
計	1,056,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（平成18年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成18年12月19日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	429,675	同左	ジャスダック証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	429,675	同左	－	－

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①　平成16年６月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数（個）	313	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	313（注）１	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	201,800（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　平成18年７月１日 至　平成23年８月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　201,800 （注）２ 資本組入額　100,900	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件や手続き等は、当社が新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるものとする。 新株予約権の消却の事由及び条件 当社は新株予約権を取得した場合、いつでもこれを無償で消却することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１　当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

２　新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行（現存する新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

② 平成17年６月28日定時株主総会決議
「2005年11月発行新株予約権」

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数（個）	252	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	252（注）	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成17年12月１日 至　平成37年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1 資本組入額　1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) １個の新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)当社及び当社取締役会が決定する会社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。 (3)上記(2)にかかわらず、平成37年11月1日より、他の権利行使の条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。 (4)その他の条件は、当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めによるものとする。 新株予約権の消却の事由及び消却の条件 新株予約権の付与対象者が権利を喪失した場合、または、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）　当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、当該株式数は適切に調整されるものとする。

「第３回新株予約権」

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数（個）	320	316
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	320（注）１	316（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	426,300（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　平成19年７月１日 至　平成24年８月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　426,300 （注）２ 資本組入額　213,150	同左
新株予約権の行使の条件	(1) １個の新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)その他の条件は、当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する新株予約権付与契約書の定めによるものとする。 新株予約権の消却の事由及び条件 新株予約権の付与対象者が権利を喪失した場合、または、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１　当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該株式数は適切に調整されるものとする。

２　新株予約権を発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使による場合を除く。）を行うときは、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式を控除した数とする。
上記のほか、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①　平成18年６月27日定時株主総会決議

「2006年９月発行新株予約権Ⅰ」

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数（個）	31	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	31（注）	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成18年９月８日 至　平成38年９月７日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1 資本組入額　1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) １個の新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)新株予約権の権利者が、当社及び当社関係会社のうち、当社取締役会が決定する会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から、新株予約権を行使できるものとする。 (3)上記(2)にかかわらず、新株予約権の行使期間の末日の30日前の日より、他の権利行使の条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。 (4)その他の条件は、当社と新株予約権の割当の対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めによるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）　当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、総会決議の日（以下「決議日」という。）後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

「2006年９月発行新株予約権Ⅱ」

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数（個）	50	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50（注）	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	自　平成18年９月８日 至　平成38年９月７日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　1 資本組入額　1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) １個の新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)新株予約権の権利者が、当社及び当社関係会社のうち、当社取締役会が決定する会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から、新株予約権を行使できるものとする。 (3)上記(2)にかかわらず、新株予約権の行使期間の末日の30日前の日より、他の権利行使の条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。 (4)その他の条件は、当社と新株予約権の割当の対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めによるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－

（注）　当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

「2006年８月発行新株予約権Ⅲ」

	中間会計期間末現在 （平成18年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日）
新株予約権の数（個）	343	339
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	343（注）１	339（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	430,290（注）２	同左
新株予約権の行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成28年６月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　430,290 （注）２ 資本組入額　215,145	同左
新株予約権の行使の条件	(1) １個の新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)その他の行使の条件は、当社と新株予約権の割当の対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めによるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	―	―

（注）１　当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

２　新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とする。
上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成18年４月１日～平成18年９月30日	－	429,675	－	18,767	－	6,824

(4) 【大株主の状況】

平成18年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町２丁目６番４号	198,419	46.18
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町１丁目１番２号	171,870	40.00
キッセイ薬品工業株式会社	長野県松本市芳野19番48号	4,643	1.08
コメルツバンク（サウスイースト　アジア）リミテッド （常任代理人　みずほコーポレート銀行）	8 SHENTON WAY,HEX 36-01 TEMASEK TOWER SINGAPORE 068811 （東京都中央区日本橋兜町６番７号）	930	0.22
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウンツ　イー　アイエスジー （常任代理人　三菱東京ＵＦＪ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB,UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内２丁目７番１号）	693	0.16
エービーエヌ　アムロバンク　エヌブイ　ヨーロピアン　ハブ （常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	GUST AV MAHLERLAAN 10 1082 PP,AMSTERDAM,NETHERLANDS （東京都品川区東品川２丁目３番14号）	660	0.15
日本証券金融株式会社（業務口）	東京都中央区日本橋茅場町１丁目２番10号	495	0.12
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川２丁目27番２号	480	0.11
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町１丁目13番１号	460	0.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目11番３号	433	0.10
計	－	379,083	88.23

（注）日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式は全て信託業務に係るものであります。

(5)【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成18年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　372	－	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式　429,296	429,296	同上
端株	普通株式　7	－	同上
発行済株式総数	429,675	－	－
総株主の議決権	－	429,296	－

（注）「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が１株（議決権の数１個）含まれております。

②【自己株式等】

平成18年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社	東京都中央区京橋一丁目２番１号	372	－	372	0.09
計	－	372	－	372	0.09

２【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年４月	５月	６月	７月	８月	９月
最高（円）	788,000	655,000	547,000	527,000	456,000	417,000
最低（円）	602,000	449,000	359,000	287,000	339,000	313,000

（注）　最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の２の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）及び当中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

１【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 平成17年９月30日 金額（百万円）		構成比（％）	当中間連結会計期間末 平成18年９月30日 金額（百万円）		構成比（％）	前連結会計年度の要約連結貸借対照表 平成18年３月31日 金額（百万円）		構成比（％）
（資産の部）										
Ⅰ　流動資産										
1　現金及び預金			9,954			25,038			11,536	
2　営業投資有価証券	※１ ※４	46,547			103,799			59,915		
3　投資損失引当金		△7,290	39,256		△15,297	88,501		△6,843	53,071	
4　営業貸付金			2,580			1,293			1,653	
5　有価証券			2,379			4,848			2,375	
6　その他			735			1,129			328	
貸倒引当金			△30			△30			△30	
流動資産合計			54,876	88.0		120,781	94.7		68,935	89.2
Ⅱ　固定資産										
1　有形固定資産	※２		1,491			1,207			1,360	
2　無形固定資産			135			152			144	
3　投資その他の資産										
(1) 投資有価証券	※４		5,412			4,726			6,266	
(2) 固定化営業債権	※３		97			―			97	
(3) その他	※３		330			641			435	
投資その他の資産合計			5,840			5,367			6,799	
固定資産合計			7,466	12.0		6,728	5.3		8,304	10.8
資産合計			62,343	100.0		127,509	100.0		77,240	100.0

区分	注記番号	前中間連結会計期間末 平成17年９月30日 金額（百万円）	構成比（%）	当中間連結会計期間末 平成18年９月30日 金額（百万円）	構成比（%）	前連結会計年度の要約連結貸借対照表 平成18年３月31日 金額（百万円）	構成比（%）
（負債の部）							
Ⅰ　流動負債							
1　短期借入金		4,500		11,350		6,350	
2　一年以内返済予定長期借入金	※１	15,812		9,050		11,415	
3　賞与引当金		286		295		480	
4　役員賞与引当金		－		51		－	
5　その他		2,071		2,039		2,393	
流動負債合計		22,669	36.4	22,787	17.9	20,638	26.7
Ⅱ　固定負債							
1　長期借入金	※１	13,782		19,129		16,952	
2　退職給付引当金		408		456		433	
3　役員退職慰労引当金		48		58		65	
4　その他		109		1,081		1,376	
固定負債合計		14,349	23.0	20,725	16.2	18,826	24.4
負債合計		37,018	59.4	43,512	34.1	39,465	51.1
（資本の部）							
Ⅰ　資本金		16,267	26.1	－	－	18,767	24.3
Ⅱ　資本剰余金		6,824	10.9	－	－	6,824	8.8
Ⅲ　利益剰余金		255	0.4	－	－	9,246	12.0
Ⅳ　その他有価証券評価差額金		1,968	3.2	－	－	2,980	3.9
Ⅴ　為替換算調整勘定		9	0.0	－	－	18	0.0
Ⅵ　自己株式		△0	△0.0	－	－	△63	△0.1
資本合計		25,324	40.6	－	－	37,774	48.9
負債及び資本合計		62,343	100.0	－	－	77,240	100.0
（純資産の部）							
Ⅰ　株主資本							
1　資本金		－	－	18,767	14.7	－	－
2　資本剰余金		－	－	6,824	5.3	－	－
3　利益剰余金		－	－	8,742	6.9	－	－
4　自己株式		－	－	△151	△0.1	－	－
株主資本合計		－	－	34,182	26.8	－	－
Ⅱ　評価・換算差額等							
1　その他有価証券評価差額金		－	－	1,992	1.6	－	－
2　為替換算調整勘定		－	－	15	0.0	－	－
評価・換算差額等合計		－	－	2,007	1.6	－	－
Ⅲ　新株予約権		－	－	35	0.0	－	－
Ⅳ　少数株主持分		－	－	47,771	37.5	－	－
純資産合計		－	－	83,996	65.9	－	－
負債純資産合計		－	－	127,509	100.0	－	－

②【中間連結損益計算書】

区分	注記番号	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日			当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日		
		金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）
Ⅰ　売上高	※１		7,867	100.0		8,762	100.0		20,444	100.0
Ⅱ　売上原価	※２		6,101	77.6		7,334	83.7		11,149	54.5
売上総利益			1,766	22.4		1,427	16.3		9,294	45.5
Ⅲ　販売費及び一般管理費	※３		1,937	24.6		2,843	32.5		4,671	22.9
営業利益又は営業損失（△）			△171	△2.2		△1,415	△16.2		4,622	22.6
Ⅳ　営業外収益										
１　受取利息		1			2			8		
２　受取配当金		41			54			56		
３　為替差益		24			―			9		
４　免税事業者消費税等		―			―			14		
５　その他		22	89	1.1	20	77	0.9	43	131	0.6
Ⅴ　営業外費用										
１　支払利息		54			36			96		
２　新株発行費		43			―			50		
３　為替差損		―			5			―		
４　その他		―	97	1.2	2	44	0.5	3	149	0.7
経常利益又は経常損失（△）			△179	△2.3		△1,382	△15.8		4,604	22.5
Ⅵ　特別利益										
１　投資有価証券売却益		40			239			1,962		
２　固定資産売却益	※４	0			1			24		
３　固定化営業債権売却益		―			3			―		
４　貸倒引当金戻入益		89	130	1.7	83	327	3.7	70	2,056	10.0
Ⅶ　特別損失										
１　投資有価証券評価損		―			25			45		
２　投資有価証券売却損		0			0			25		
３　固定資産評価損	※５	―			―			2		
４　固定資産除売却損	※６	6			136			9		
５　合併費用	※７	79	86	1.1	―	161	1.8	150	231	1.1

区分	注記番号	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日			当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日		
		金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）	金額（百万円）		百分比（%）
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益又は匿名組合損益分配前税金等調整前中間純損失(△)			△136	△1.7		△1,216	△13.9		6,429	31.4
匿名組合損益分配額			―	―		△44	△0.5		△181	△0.9
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前中間純損失（△）			△136	△1.7		△1,172	△13.4		6,611	32.3
法人税、住民税及び事業税		22			26			53		
法人税等調整額		0	22	0.3	―	26	0.3	0	54	0.2
少数株主損失			―	―		1,765	20.2		―	―
中間（当期）純利益又は中間純損失（△）			△158	△2.0		566	6.5		6,557	32.1

③【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

区分	注記番号	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日		前連結会計年度の連結剰余金計算書 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日	
		金額（百万円）		金額（百万円）	
（資本剰余金の部）					
Ⅰ　資本剰余金期首残高			9,924		9,924
Ⅱ　資本剰余金増加高					
増資による新株の発行		4,999	4,999	4,999	4,999
Ⅲ　資本剰余金減少高					
欠損てん補のための利益剰余金への振替額及び取崩額		8,100	8,100	8,100	8,100
Ⅳ　資本剰余金中間期末（期末）残高			6,824		6,824
（利益剰余金の部）					
Ⅰ　利益剰余金期首残高			△7,686		△7,686
Ⅱ　利益剰余金増加高					
1　当期純利益		－		6,557	
2　資本剰余金からの振替による増加高		8,100		8,100	
3　合併による増加高		－	8,100	2,455	17,113
Ⅲ　利益剰余金減少高					
1　中間純損失		158		－	
2　自己株式処分差損		－		161	
3　連結子会社の減少に伴う減少高		－		17	
4　連結子会社の増加に伴う減少高		－	158	0	180
Ⅳ　利益剰余金中間期末（期末）残高			255		9,246

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年３月31日　残高（百万円）	18,767	6,824	9,246	△63	34,775
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△859		△859
利益処分による役員賞与			△165		△165
中間純利益			566		566
自己株式の取得				△182	△182
自己株式の処分			△47	94	47
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					－
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	－	－	△504	△88	△592
平成18年９月30日　残高（百万円）	18,767	6,824	8,742	△151	34,182

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年３月31日　残高（百万円）	2,980	18	2,999	－	－	37,774
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当			－			△859
利益処分による役員賞与			－			△165
中間純利益			－			566
自己株式の取得			－			△182
自己株式の処分			－			47
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△988	△3	△992	35	47,771	46,814
中間連結会計期間中の変動額合計（百万円）	△988	△3	△992	35	47,771	46,221
平成18年９月30日　残高（百万円）	1,992	15	2,007	35	47,771	83,996

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー				
1　税金等調整前当期純利益又は税金等調整前中間純損失（△）		△136	△1,172	6,611
2　減価償却費		41	49	99
3　連結調整勘定償却額		5	―	43
4　投資損失引当金の増加額（△減少額）		675	2,240	△80
5　貸倒引当金の減少額		△7	―	△7
6　賞与引当金の増加額（△減少額）		50	△184	218
7　役員賞与引当金の増加額		―	51	―
8　退職給付引当金の増加額		62	23	86
9　役員退職慰労引当金の増加額（△減少額）		6	△6	22
10　受取利息及び受取配当金		△205	△56	△326
11　資金原価及び支払利息		240	204	458
12　投資有価証券評価損		―	25	45
13　投資有価証券売却益		△40	△239	△1,936
14　匿名組合損益分配額		―	△44	△181
15　固定資産除売却損（△売却益）		6	135	△15
16　固定資産評価損		―	―	2
17　営業投資有価証券の減少額（△増加額）		3,841	△3,304	2,604
18　営業貸付金の減少額		1,444	457	2,329
19　組合出資金持分相当額の現金及び預金の増加額		△2,641	―	△272
20　組合帰属の現金及び預金の増加額		―	△9,187	―
21　組合出資金持分相当額の有価証券の減少額		966	―	985
22　組合帰属の有価証券の減少額		―	14,827	―
23　未収入金の減少額（△増加額）		803	△405	928
24　少数株主の出資の減少額		―	△9,815	―
25　役員賞与の支払額		―	△165	―
26　その他		△352	△286	141
小計		4,760	△6,854	11,757

区分	注記番号	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
27　利息及び配当金の受取額		207	59	324
28　利息の支払額		△234	△207	△441
29　法人税等の支払額		△35	△52	△962
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,698	△7,054	10,678
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー				
1　定期預金の解約による収入		100	―	100
2　有形固定資産の取得による支出		△4	△2	△137
3　有形固定資産の売却による収入		0	10	244
4　投資有価証券の取得による支出		△5	△12	△15
5　投資有価証券の売却及び償還による収入		97	1,261	2,954
6　その他		△64	△365	16
投資活動によるキャッシュ・フロー		124	892	3,162
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー				
1　短期借入金の純増加額（△純減少額）		△4,500	5,000	△9,150
2　長期借入れによる収入		3,000	6,300	9,500
3　長期借入金の返済による支出		△11,014	△6,487	△22,983
4　匿名組合出資者からの収入		―	―	1,016
5　配当金の支払額		―	△859	―
6　株式発行による収入		9,956	―	9,949
7　自己株式の取得による支出		―	△182	△732
8　自己株式の処分による収入		―	47	507
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,558	3,817	△11,893

区分	注記番号	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日 金額（百万円）	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日 金額（百万円）	前連結会計年度の要約連結キャッシュ・フロー計算書 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日 金額（百万円）
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額		9	△3	18
Ⅴ　現金及び現金同等物の増加額（△減少額）		2,273	△2,347	1,965
Ⅵ　現金及び現金同等物の期首残高		4,463	7,154	4,463
Ⅶ　合併による現金及び現金同等物の増加額		―	―	738
Ⅷ　新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		―	―	9
Ⅸ　連結除外に伴う現金及び現金同等物減少額		―	―	△21
Ⅹ　現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高		6,737	4,807	7,154

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
１　連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社数　７社 会社名 エヌ・アイ・エフ事務サービス株式会社（新会社名 エヌ・アイ・エフＳＭＢＣ事務サービス株式会社） ＮＩＦバイアウトマネジメント株式会社 ＮＩＦキャピタルマネジメント株式会社 ＮＩＦコーポレート・マネジメント株式会社 有限会社ＮＩＦキャピタルパートナーズＤ NIF Ventures USA,Inc. NIF International (Asia) Ltd. （注）エヌ・アイ・エフ事務サービス株式会社は、エヌ・アイ・エフＳＭＢＣ事務サービス株式会社に商号変更しております。	１　連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社数　35社 (28組合を含む) 主要な連結子会社名 エヌ・アイ・エフＳＭＢＣ事務サービス株式会社 ＮＩＦキャピタルマネジメント株式会社 ＮＩＦコーポレート・マネジメント株式会社 ＮＳキャピタル株式会社 ＮＩＦコーポレート・インベストメンツ株式会社 NIF SMBC Ventures USA,Inc.(旧NIF Ventures USA,Inc.) NIF SMBC Ventures Asia Limited(旧NIF International (Asia) Ltd.) ＮＩＦＳＭＢＣ－Ｖ２００６Ｓ１投資事業有限責任組合 ＮＩＦ－ＰＡＭＡ企業支援ファンドＡ号投資事業有限責任組合 投資事業有限責任組合エヌアイエフグローバルファンド 投資事業組合「ＮＩＦ２１－ＯＮＥ(１号)」 投資事業組合「ＮＩＦニューテクノロジーファンド２０００／１号」 投資事業組合「ＮＩＦニューテクノロジーファンド２０００／２号」 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会　平成18年９月８日　実務対応報告第20号）を適用しております。この結果、28組合を連結の範囲に含めております。	１　連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社数　７社 会社名 エヌ・アイ・エフＳＭＢＣ事務サービス株式会社（旧エヌ・アイ・エフ事務サービス株式会社） ＮＩＦキャピタルマネジメント株式会社 ＮＩＦコーポレート・マネジメント株式会社 ＮＳキャピタル株式会社 ＮＩＦコーポレート・インベストメンツ株式会社（旧ＮＩＦキャピタルパートナーズＣ株式会社） NIF Ventures USA,Inc. NIF International (Asia) Ltd. （注）当連結会計年度の下期におけるＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併に伴い、各子会社の位置づけや重要性等を勘案し、連結の範囲を見直した結果、当連結会計年度より、非連結子会社であったＮＩＦコーポレート・インベストメンツ株式会社を連結の範囲に含め、事業活動を停止しているＮＩＦバイアウトマネジメント株式会社及び有限会社ＮＩＦキャピタルパートナーズＤを連結の範囲から除外しました。なお、当中間連結会計期間において上記と同様の連結の範囲とした場合の損益及び総資産等に与える影響は軽微であります。 また、ＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併により、同社子会社のＮＳキャピタル株式会社は当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
	この変更により、総資産が47,865百万円、売上が1,792百万円増加し、売上総利益が1,649百万円、営業損益が1,767百万円、経常損益及び税金等調整前中間純損益は1,765百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	
(2) 主要な非連結子会社の名称等 ＮＩＦコーポレート・インベストメンツ株式会社 NIF Management Singapore Pte.Ltd.	(2) 主要な非連結子会社の名称等 ＮＩＦバイアウトマネジメント株式会社 ＮＩＦキャピタルパートナーズＦ株式会社 グリーン・パートナーズＡ株式会社 グリーン・パートナーズＢ株式会社 有限会社ＮＩＦキャピタルパートナーズＤ NIF Management Singapore Pte.Ltd.	(2) 主要な非連結子会社の名称等 ＮＩＦバイアウトマネジメント株式会社 ＮＩＦキャピタルパートナーズＦ株式会社 有限会社ＮＩＦキャピタルパートナーズＤ NIF Management Singapore Pte.Ltd.
（連結の範囲から除いた理由） 非連結子会社の総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性はないことから、連結の範囲から除外しております。 また、ＮＩＦキャピタルパートナーズＢ株式会社は、売却により非連結子会社から除外しております。 ＮＩＦキャピタルパートナーズＣ株式会社は、ＮＩＦコーポレート・インベストメンツ株式会社に商号変更しております。	（連結の範囲から除いた理由） 非連結子会社はいずれも事業活動を停止しており、合計の総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 グリーン・パートナーズＡ株式会社及びグリーン・パートナーズＢ株式会社は、当中間連結会計期間にバイアウト投資事業を目的として新たに設立いたしました。	（連結の範囲から除いた理由） 非連結子会社はいずれも事業活動を停止しており、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 ＮＩＦキャピタルパートナーズＢ株式会社は、売却により非連結子会社から除外しております。 ＮＩＦキャピタルパートナーズＦ株式会社は、当連結会計年度に新たに設立いたしました。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
(3) 他の会社等の議決権の50%超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社マツダレンタカー （子会社としなかった理由） 当社の主たる営業目的である国内外の有望な未上場企業等の投資育成のための取得であり、傘下に入れることを目的としていないためであります。 (4) 投資事業組合等の連結の範囲に関する取扱い 投資事業組合等に対する出資のうち、連結会社の持分割合が50%を超えるものが１組合ありますが、投資事業組合等の資産、負債及び収益、費用は持分割合に応じて各出資者に帰属するため、投資事業組合等は子会社として取り扱っておりません。	(3) 他の会社等の議決権の50%超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社学研クレジット 株式会社ＧＡＢＡ 株式会社サンダンス・リゾート 株式会社マツダレンタカー 株式会社ＹＶＯ 北陸成型工業株式会社 丸星株式会社 （子会社としなかった理由） 当社の主たる営業目的である国内外の有望な未上場企業等の投資育成のための取得であり、傘下に入れることを目的としていないためであります。 (4) ――――――	(3) 他の会社等の議決権の50%超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社マツダレンタカー 投資事業組合等を通じて投資している会社を考慮した場合の上記以外の当該他の会社等の名称 株式会社ＧＡＢＡ 株式会社学研クレジット （子会社としなかった理由） 当社の主たる営業目的である国内外の有望な未上場企業等の投資育成のための取得であり、傘下に入れることを目的としていないためであります。 (4) 投資事業組合等の連結の範囲に関する取扱い 投資事業組合等に対する出資のうち、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の持分割合が50%を超えるものが１組合ありますが、投資事業組合等の資産、負債及び収益、費用は持分割合に応じて各出資者に帰属するため、投資事業組合等は子会社として取り扱っておりません。
2　持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社数 ―社 (2) 持分法適用の関連会社数 ―社	2　持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の数 該当事項はありません。 (2) 持分法適用の関連会社の数 該当事項はありません。	2　持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の非連結子会社の数 該当事項はありません。 (2) 持分法適用の関連会社の数 該当事項はありません。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
(3) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社 会社名 ＮＩＦコーポレート・インベストメンツ株式会社 NIF Management Singapore Pte.Ltd. Meitung Ltd. PT.Danareksa-Daiwa NIF Ventures BPMB-NIF Modal Teroka Sdn.Bhd. （持分法を適用していない理由） 持分法非適用会社の中間純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性はないことから、持分法の適用から除外しております。 ＮＩＦキャピタルパートナーズＢ株式会社は、売却により持分法を適用していない非連結子会社から除外しております。 ＮＩＦキャピタルパートナーズＣ株式会社は、ＮＩＦコーポレート・インベストメンツ株式会社に商号変更しております。	(3) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社 会社名 ＮＩＦバイアウトマネジメント株式会社 ＮＩＦキャピタルパートナーズＦ株式会社 グリーン・パートナーズＡ株式会社 グリーン・パートナーズＢ株式会社 有限会社ＮＩＦキャピタルパートナーズＤ NIF Management Singapore Pte.Ltd. バリュエーション＆リサーチ株式会社 Meitung Ltd. （持分法を適用していない理由） 持分法非適用会社の中間純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性はないことから、持分法の適用から除外しております。 なお、バリュエーション＆リサーチ株式会社は、当中間連結会計期間において新たに取得しましたが、その影響が一時的であることから持分法非適用関連会社に含めております。 PT.Danareksa-Daiwa NIF Ventures は、清算により、BPMB-NIF Modal Teroka Sdn.Bhd. は、売却により、持分法非適用関連会社から除外しております。	(3) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社 会社名 ＮＩＦバイアウトマネジメント株式会社 ＮＩＦキャピタルパートナーズＦ株式会社 有限会社ＮＩＦキャピタルパートナーズＤ NIF Management Singapore Pte.Ltd. Meitung Ltd. PT.Danareksa-Daiwa NIF Ventures BPMB-NIF Modal Teroka Sdn.Bhd. （持分法を適用していない理由） 持分法非適用会社の当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性はないことから、持分法の適用から除外しております。 ＮＩＦキャピタルパートナーズＢ株式会社は、売却により持分法を適用していない非連結子会社から除外しております。 ＮＩＦキャピタルパートナーズＦ株式会社は、当連結会計年度に新たに設立いたしました。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
(4) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としていない当該他の会社等の名称 加藤精機株式会社 株式会社サンダンス・リゾート 株式会社ヒガ・インダストリーズ	(4) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としていない当該他の会社等の名称 株式会社ヒガ・インダストリーズ 加藤精機株式会社 ジーンワールド株式会社 株式会社シーアンドエヌ 株式会社フィクス 株式会社レストラン・エクスプレス 株式会社カンバス ウィンワークス株式会社 エフストリーム株式会社 ネットイヤーグループ株式会社 シンフォニーマーケティング株式会社 株式会社ＮＳＣｏｒｅ 株式会社セールス・サポート・サービシーズ 株式会社ＡＣＴＧｅｎ 株式会社アイビット WaveSplitter Technologies, Inc サイボックス株式会社 株式会社アイ・デザイン テムリック株式会社 照隅ファルマ株式会社 アイエスエス株式会社 株式会社マグネス 株式会社アジャスト 株式会社ジェネラルソリューションズ メビオファーム株式会社 サイファーゲート株式会社	(4) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としていない当該他の会社等の名称 加藤精機株式会社 株式会社サンダンス・リゾート ＭＨホールディングス株式会社 株式会社ヒガ・インダストリーズ 投資事業組合等を通じて投資している会社を考慮した場合の上記以外の当該他の会社の名称 株式会社ＹＶＯ

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
（関連会社としなかった理由） 上記の３社については、当社の主たる営業目的である国内外の有望な未上場企業等の投資育成のための取得であり、人事、資金、技術、取引等の関係を通じての支配を目的としていないためであります。	（関連会社としなかった理由） 当社の主たる営業目的である国内外の有望な未上場企業等の投資育成のための取得であり、人事、資金、技術、取引等の関係を通じての支配を目的としていないためであります。	（関連会社としなかった理由） 当社の主たる営業目的である国内外の有望な未上場企業等の投資育成のための取得であり、人事、資金、技術、取引等の関係を通じての支配を目的としていないためであります。
(5) 投資事業組合等の持分法の適用に関する取扱い 投資事業組合等に対する出資のうち、連結会社の持分割合が20%以上、50%以下であるものが15組合ありますが、投資事業組合等の資産、負債及び収益、費用は持分割合に応じて各出資者に帰属するため、投資事業組合等は関連会社として取り扱っておりません。	(5)　――――――	(5) 投資事業組合等の持分法の適用に関する取扱い 投資事業組合等に対する出資のうち、当社グループの持分割合が20%以上、50%以下であるものが26組合ありますが、投資事業組合等の資産、負債及び収益、費用は持分割合に応じて各出資者に帰属するため、投資事業組合等は関連会社として取り扱っておりません。
３　連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、下記の２社の中間決算日は６月30日であります。 NIF Ventures USA,Inc. NIF International(Asia)Ltd. 中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	３　連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、31社(28組合含む）の中間決算日は６月30日であります。 中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	３　連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、下記の３社の決算日は12月31日であります。 ＮＩＦコーポレート・インベストメンツ株式会社 NIF Ventures USA,Inc. NIF International（Asia）Ltd. 連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
４　会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 ② デリバティブ 時価法を採用しております。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年３月31日以前取得の建物(建物附属設備を除く)については、平成10年度の法人税法改正前の耐用年数を継続して適用しております。 在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。 ② 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）で償却しております。	４　会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同　左 ② デリバティブ 同　左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　８～60年 在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。 ② 無形固定資産 同　左	４　会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同　左 ② デリバティブ 同　左 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　　６～60年 在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。 ② 無形固定資産 同　左

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
(3) 重要な引当金の計上基準 ① 投資損失引当金 当中間連結会計期間末に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。 ② 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。また、在外連結子会社は、個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。 ③ 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当中間連結会計期間の負担額を計上しております。 ④ ――――――	(3) 重要な引当金の計上基準 ① 投資損失引当金 同　左 ② 貸倒引当金 同　左 ③ 賞与引当金 同　左 ④ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち、当中間連結会計期間の負担額を計上しております。 （会計方針の変更） 当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年11月29日　企業会計基準第４号）を適用しております。これにより、営業損益、経常損益及び税金等調整前中間純損益は、それぞれ51百万円減少しております。	(3) 重要な引当金の計上基準 ① 投資損失引当金 当連結会計年度末に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。 ② 貸倒引当金 同　左 ③ 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。 ④ ――――――

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
⑤　退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。これは当社の退職金が、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて、各連結会計年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためであります。	⑤　退職給付引当金 同　左	⑤　退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。これは当社の退職金が、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて、各連結会計年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためであります。
⑥　役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。	⑥　役員退職慰労引当金 同　左	⑥　役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
(4) 中間連結財務諸表作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めております。	(4) 中間連結財務諸表作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。	(4) 連結財務諸表作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めております。
(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(5) 重要なリース取引の処理方法 同　左	(5) 重要なリース取引の処理方法 同　左

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は金利スワップ、ヘッジ対象は変動金利の借入金であります。 ③ ヘッジ方針 金利スワップは将来の金利上昇リスクを回避する目的で利用しているのみであり、投機目的の取引は行わない方針であります。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。	(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同　左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同　左 ③ ヘッジ方針 同　左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同　左	(6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同　左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同　左 ③ ヘッジ方針 同　左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同　左
(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 投資事業組合等への出資金の会計処理 投資事業組合等への出資金に係る会計処理は、組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を連結会社の出資持分割合に応じて計上しております。また、出資金払込後、連結会社の中間連結会計期間末までに、財務諸表または中間財務諸表が作成されていない投資事業組合等への出資金については、流動資産の「営業投資有価証券」に計上しております。	(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 投資事業組合等（連結子会社以外）への出資金の会計処理 投資事業組合等への出資金に係る会計処理は、組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の出資持分割合に応じて計上しております。なお、当社グループが運営管理する組合等への出資金のうち、事業年度末が９月末の組合等への出資金については、中間会計期間末から３ヶ月経過した日における組合の資産・負債及び同期間に発生した収益・費用の集計に基づいて当社グループの出資持分割合に応じて計上しております。	(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 投資事業組合等への出資金の会計処理 投資事業組合等への出資金に係る会計処理は、組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を当社グループの出資持分割合に応じて計上しております。なお、当社グループが運営管理する組合等への出資金のうち、事業年度末が９月末の組合等への出資金については、事業年度末から３ヶ月経過した日における組合の資産・負債及び同期間に発生した収益・費用の集計に基づいて当社グループの出資持分割合に応じて計上しております。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
（表示方法の変更） 平成16年の証券取引法の改正により有価証券とみなされることとなった投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資のうち、従来、流動資産の「営業出資金」に計上しておりました投資事業組合等への出資金については、前連結会計年度より「営業投資有価証券」として表示しております。この変更に伴い、「営業出資金」が1,418百万円減少し、「営業投資有価証券」が同額増加しております。	―――――	―――――
②　繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時の費用として処理しております。	②　―――――	②　繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時の費用として処理しております。
③　消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しており、控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。また、固定資産に係る控除対象外の消費税等は、投資その他の資産「その他」（長期前払費用）に計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却しております。	③　消費税等の会計処理 同　左	③　消費税等の会計処理 同　左
④　連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	④　連結納税制度の適用 同　左	④　連結納税制度の適用 同　左
５　中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	５　中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同　左	５　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更）

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
――――――	（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。また、従来の資本の部の合計に相当する金額は、36,189百万円であります。なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。 （ストック・オプション等に関する会計基準） 当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月27日　企業会計基準第８号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　平成18年５月31日　企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。これにより、営業損益、経常損益及び税金等調整前中間純損益が35百万円減少しております。	――――――

（表示方法の変更）

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日
（中間連結損益計算書） 「為替差益」は、前中間連結会計期間まで営業外収益の「その他」に含めて表示していましたが、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前中間連結会計期間は「為替差損」２百万円が営業外費用の「その他」に含まれております。	――――――
（中間連結キャッシュ・フロー計算書） 前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「組合出資金持分相当額の現金及び預金の減少額（△増加額）」及び「組合出資金持分相当額の有価証券の減少額」は重要性が増したため、前連結会計年度より区分掲記しております。 なお、前中間連結会計期間の営業キャッシュ・フローの「その他」に含めていた「組合出資金持分相当額の現金及び預金の減少額」及び「組合出資金持分相当額の有価証券の増加額」はそれぞれ211百万円、90百万円であります。	――――――

（追加情報）

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
――――――	（投資事業組合等運営報酬の計上） 従来、投資事業組合等から受領する成功報酬については、当該投資事業組合等の事業年度のキャピタルゲイン等に基づき算定した金額を計上しておりましたが、投資事業組合等において、期間損益をより適切に表示するため、四半期ごとに支払成功報酬を計上することとなったことに伴い、当中間連結会計期間より、当該支払成功報酬の受取額を売上高「投資事業組合等運営報酬」に計上しております。 これにより、売上高及び売上総利益は154百万円増加し、営業損益、経常損益及び税金等調整前中間純損益は同額減少しております。	――――――

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

前中間連結会計期間末 平成17年９月30日	当中間連結会計期間末 平成18年９月30日	前連結会計年度末 平成18年３月31日
※１　――――――	※１　担保に供している資産 営業投資有価証券　4,024百万円 計　4,024百万円 上記資産のうち、24百万円は一年以内返済予定長期借入金10百万円、長期借入金20百万円の担保に供しております。 また、4,000百万円はバイアウト関連投資先の債務（3,249百万円）に対し担保提供しております。	※１　担保に供している資産 営業投資有価証券　24百万円 計　24百万円 上記資産は、一年以内返済予定長期借入金10百万円、長期借入金20百万円の担保に供しております。
※２　有形固定資産から控除した減価償却累計額は956百万円であります。	※２　有形固定資産から控除した減価償却累計額は387百万円であります。	※２　有形固定資産から控除した減価償却累計額は500百万円であります。
※３　投資その他の資産に対して個別に計上した貸倒引当金は、当該資産より直接控除しております。 直接控除した内訳は次のとおりであります。 固定化営業債権　725百万円 その他（会員権）　59百万円 なお、「固定化営業債権」は財務諸表等規則第32条第１項第10号の債権であります。	※３　投資その他の資産に対して個別に計上した貸倒引当金は、当該資産より直接控除しております。 直接控除した内訳は次のとおりであります。 その他（会員権）　78百万円	※３　投資その他の資産に対して個別に計上した貸倒引当金は、当該資産より直接控除しております。 直接控除した内訳は次のとおりであります。 固定化営業債権　725百万円 その他（会員権）　78百万円 なお、「固定化営業債権」は財務諸表等規則第32条第１項第10号の債権であります。
※４　有価証券の保有目的の変更 当社が保有する有価証券について、当中間連結会計期間より、保有目的の変更に伴い、「営業投資有価証券」（154百万円）を「投資有価証券」へ、「投資有価証券」（3,216百万円）を「営業投資有価証券」に振替えております。	※４　――――――	※４　有価証券の保有目的の変更 当社が保有する有価証券について、当連結会計年度より、保有目的の変更に伴い、「営業投資有価証券」（146百万円）を「投資有価証券」へ、「投資有価証券」（1,148百万円）を「営業投資有価証券」に振替えております。

（中間連結損益計算書関係）

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
※１　売上高の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上高　6,639百万円 投資事業組合等運営報酬　1,005百万円 営業貸付金利息　49百万円 その他の売上高　174百万円 計　7,867百万円	※１　売上高の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上高　7,471百万円 投資事業組合等運営報酬　1,192百万円 営業貸付金利息　31百万円 その他の売上高　67百万円 計　8,762百万円	※１　売上高の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上高　15,479百万円 投資事業組合等運営報酬　4,680百万円 営業貸付金利息　87百万円 その他の売上高　197百万円 計　20,444百万円
※２　売上原価の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上原価　3,732百万円 投資損失引当金繰入額　2,179百万円 資金原価　186百万円 その他の売上原価　3百万円 計　6,101百万円 営業投資有価証券売上原価には評価損が912百万円含まれております。	※２　売上原価の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上原価　3,710百万円 投資損失引当金繰入額　3,456百万円 資金原価　167百万円 計　7,334百万円 営業投資有価証券売上原価には評価損が270百万円含まれております。	※２　売上原価の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上原価　8,203百万円 投資損失引当金繰入額　2,550百万円 資金原価　361百万円 その他の売上原価　34百万円 計　11,149百万円 営業投資有価証券売上原価には評価損が1,832百万円含まれております。
※３　販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当　593百万円 賞与引当金繰入額　286百万円 役員退職慰労引当金繰入額　13百万円 退職給付費用　59百万円	※３　販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当　812百万円 賞与引当金繰入額　295百万円 役員賞与引当金繰入額　51百万円 支払手数料　392百万円 役員退職慰労引当金繰入額　14百万円 退職給付費用　89百万円	※３　販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当　1,582百万円 賞与引当金繰入額　480百万円 支払手数料　307百万円 役員退職慰労引当金繰入額　29百万円 退職給付費用　160百万円
※４　固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 投資その他の資産 「その他」（車両運搬具）　0百万円	※４　固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 投資その他の資産 「その他」（会員権）　1百万円	※４　固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 有形固定資産 （土地）　23百万円 （車両運搬具）　0百万円 計　24百万円
※５　――――	※５　――――	※５　固定資産評価損の内訳は次のとおりであります。 投資その他の資産 「その他」（会員権）　2百万円
※６　固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。 固定資産除却損 有形固定資産 （建物及び構築物）　4百万円 （器具備品）　2百万円 計　6百万円	※６　固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。 固定資産除却損 有形固定資産 （建物及び構築物）　126百万円 （器具備品）　7百万円 無形固定資産 （ソフトウェア）　1百万円 計　136百万円	※６　固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。 固定資産除却損 有形固定資産 （建物及び構築物）　4百万円 （器具備品）　4百万円 計　9百万円
※７　特別損失に計上した合併費用は、ＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併に伴い発生したコンサルティング費用及び弁護士費用等であります。	※７　――――	※７　特別損失に計上した合併費用は、ＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併に伴い発生したコンサルティング費用及び弁護士費用等であります。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当中間連結会計期間増加株式数（株）	当中間連結会計期間減少株式数（株）	当中間連結会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	429,675	－	－	429,675
合計	429,675	－	－	429,675
自己株式				
普通株式　（注）	114	440	182	372
合計	114	440	182	372

（注）当中間連結会計期間における自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく取得であります。減少は、新株予約権の行使に伴う譲渡によるものであります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	35
合計		－	－	－	－	－	35

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年６月27日定時株主総会	普通株式	859	2,000	平成18年３月31日	平成18年６月28日

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
１　現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定　9,954百万円 有価証券勘定　2,379百万円 計　12,334百万円 現金及び預金のうち組合出資金持分相当額　△3,218百万円 有価証券のうち組合出資金持分相当額　△2,378百万円 現金及び現金同等物　6,737百万円	１　現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定　25,038百万円 有価証券勘定　4,848百万円 計　29,886百万円 現金及び預金のうち組合帰属額　△20,231百万円 有価証券のうち組合帰属額　△4,848百万円 現金及び現金同等物　4,807百万円	１　現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定　11,536百万円 有価証券勘定　2,375百万円 計　13,912百万円 現金及び預金のうち組合出資金持分相当額　△4,382百万円 有価証券のうち組合出資金持分相当額　△2,374百万円 現金及び現金同等物　7,154百万円
２　――――	２　――――	２　合併により引き継いだ資産及び負債の主な内訳 当連結会計年度にＳＭＢＣキャピタル株式会社と合併したことに伴い、ＮＳキャピタル株式会社を新たに連結子会社に含めております。合併及び合併による連結子会社増加に伴い引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。また、合併により増加した資本金及び利益剰余金はそれぞれ、2,500百万円及び2,455百万円であります。 流動資産　16,357百万円 固定資産　353百万円 資産合計　16,711百万円 流動負債　10,083百万円 固定負債　1,672百万円 負債合計　11,755百万円
３　――――	３　――――	３　当連結会計年度の法人税等の支払額には、被合併会社の合併前法人税分の支払額916百万円が含まれております。

（リース取引関係）

<table>
<tr>
<th>前中間連結会計期間
自　平成17年４月１日
至　平成17年９月30日</th>
<th>当中間連結会計期間
自　平成18年４月１日
至　平成18年９月30日</th>
<th>前連結会計年度
自　平成17年４月１日
至　平成18年３月31日</th>
</tr>
<tr>
<td>＜借手側＞
１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額
有形固定資産（車両運搬具）
取得価額相当額　14百万円
減価償却累計額相当額　8百万円
中間期末残高相当額　5百万円
なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
②　未経過リース料中間期末残高相当額
１年以内　2百万円
１年超　2百万円
合計　5百万円
なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
③　支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料　1百万円
減価償却費相当額　1百万円
④　減価償却費相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとした定額法を採用しております。
２　オペレーティング・リース取引
未経過リース料
１年以内　8百万円
１年超　20百万円
合計　28百万円</td>
<td>＜借手側＞
１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額
有形固定資産（車両運搬具）
取得価額相当額　28百万円
減価償却累計額相当額　10百万円
中間期末残高相当額　17百万円
同　左
②　未経過リース料中間期末残高相当額
１年以内　5百万円
１年超　11百万円
合計　17百万円
同　左
③　支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料　2百万円
減価償却費相当額　2百万円
④　減価償却費相当額の算定方法
同　左
２　オペレーティング・リース取引
未経過リース料
１年以内　26百万円
１年超　53百万円
合計　80百万円</td>
<td>＜借手側＞
１　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産（車両運搬具）
取得価額相当額　28百万円
減価償却累計額相当額　11百万円
期末残高相当額　17百万円
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
②　未経過リース料期末残高相当額
１年以内　5百万円
１年超　11百万円
合計　17百万円
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。
③　支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料　3百万円
減価償却費相当額　3百万円
④　減価償却費相当額の算定方法
同　左
２　オペレーティング・リース取引
未経過リース料
１年以内　13百万円
１年超　18百万円
合計　31百万円</td>
</tr>
<tr>
<td>＜貸手側＞
１　オペレーティング・リース取引
未経過リース料
１年以内　4百万円
１年超　―百万円
合計　4百万円</td>
<td>＜貸手側＞
―――――</td>
<td>＜貸手側＞
―――――</td>
</tr>
</table>

次へ

（有価証券関係）

前中間連結会計期間末（平成17年９月30日現在）

１　その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
営業投資有価証券に属するもの			
①　株式	2,542	5,595	3,052
②　債券	―	―	―
③　その他	―	―	―
計	2,542	5,595	3,052
投資有価証券に属するもの			
①　株式	3,492	3,803	311
②　債券	―	―	―
③　その他	649	607	△41
計	4,141	4,410	269
合計	6,684	10,006	3,321

２　時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	33,400
非上場内国・外国債券	989
投資事業組合等への出資金	1,418
その他	5,143
有価証券に属するもの	
受益証券（ＭＭＦ）	2,379
投資有価証券に属するもの	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	880
非上場内国債券	―
合計	44,212

（注）　当社の保有する子会社株式及び関連会社株式を除く有価証券の区分は全て「金融商品に係る会計基準」にいう「その他有価証券」であり、このうち当社の主たる営業目的である国内外の有望な未上場企業等の投資育成のために取得した有価証券を流動資産の「営業投資有価証券」に、これ以外の長期保有を目的として取得した有価証券を投資その他の資産の「投資有価証券」に表示しております。

当中間連結会計期間末（平成18年９月30日現在）

１　その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
営業投資有価証券に属するもの			
①　株式	3,902	8,294	4,392
②　債券	－	－	－
③　その他	－	－	－
計	3,902	8,294	4,392
投資有価証券に属するもの			
①　株式	3,222	3,938	716
②　債券	－	－	－
③　その他	－	－	－
計	3,222	3,938	716
合計	7,125	12,233	5,108

２　時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	83,625
非上場内国・外国債券	2,402
投資事業組合等への出資金	4,002
その他	5,474
有価証券に属するもの	
受益証券（ＭＭＦ）	4,848
投資有価証券に属するもの	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	597
非上場内国債券	－
合計	100,950

（注）　当社の保有する子会社株式及び関連会社株式を除く有価証券の区分は全て「金融商品に関する会計基準」にいう「その他有価証券」であり、このうち当社の主たる営業目的である国内外の有望な未上場企業等の投資育成のために取得した有価証券を流動資産の「営業投資有価証券」に、これ以外の長期保有を目的として取得した有価証券を投資その他の資産の「投資有価証券」に表示しております。

前連結会計年度末（平成18年３月31日現在）

１　その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
営業投資有価証券に属するもの			
①　株式	2,381	5,550	3,169
②　債券	－	－	－
③　その他	－	－	－
計	2,381	5,550	3,169
投資有価証券に属するもの			
①　株式	3,556	4,739	1,182
②　債券	－	－	－
③　その他	649	799	150
計	4,204	5,537	1,332
合計	6,586	11,088	4,502

２　時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	43,227
非上場内国・外国債券	1,500
投資事業組合等への出資金	3,895
その他	5,742
有価証券に属するもの	
受益証券（ＭＭＦ）	2,375
投資有価証券に属するもの	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	596
非上場内国債券	－
合計	57,337

（注）　当社の保有する子会社株式及び関連会社株式を除く有価証券の区分は全て「金融商品に係る会計基準」にいう「その他有価証券」であり、このうち当社の主たる営業目的である国内外の有望な未上場企業等の投資育成のために取得した有価証券を流動資産の「営業投資有価証券」に、これ以外の長期保有を目的として取得した有価証券を投資その他の資産の「投資有価証券」に表示しております。

（デリバティブ取引関係）

取引の時価等に関する事項

前中間連結会計期間末（平成17年９月30日現在）

当社はデリバティブ取引を行っておりますが、すべてヘッジ会計を適用しておりますので、デリバティブ取引に関する注記を省略しております。

当中間連結会計期間末（平成18年９月30日現在）

当社はデリバティブ取引を行っておりますが、すべてヘッジ会計を適用しておりますので、デリバティブ取引に関する注記を省略しております。

前連結会計年度末（平成18年３月31日現在）

当社はデリバティブ取引を行っておりますが、すべてヘッジ会計を適用しておりますので、デリバティブ取引に関する注記を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

１．ストック・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費　　35百万円

２．当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年８月ストック・オプション（新株予約権Ⅲ）	平成18年９月ストック・オプション（新株予約権Ⅰ）	平成18年９月ストック・オプション（新株予約権Ⅱ）
付与対象者の区分及び人数	当社使用人　141名	当社取締役　５名	当社執行役員　14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式　343株	普通株式　31株	普通株式　50株
付与日	平成18年８月31日	平成18年９月７日	平成18年９月７日
権利確定条件	付与日（平成18年８月31日）以降、権利確定日（平成23年６月30日）まで継続して勤務していること。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	４年11ヵ月間（自平成18年８月31日　至平成23年６月30日）	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成28年６月26日	自　平成18年９月８日 至　平成38年９月７日	自　平成18年９月８日 至　平成38年９月７日
権利行使価格（円）	430,290	1	1
付与日における公正な評価単価（円）	247,558	400,993	400,993

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　平成17年４月１日　至　平成17年９月30日）

投資事業の売上高及び営業損失の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業損失の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

投資事業の売上高及び営業損失の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業損失の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

投資事業の売上高、営業利益及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　平成17年４月１日　至　平成17年９月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自　平成17年４月１日　至　平成17年９月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

	アジア	米州	欧州その他	計
Ⅰ　海外売上高（百万円）	341	657	376	1,374
Ⅱ　連結売上高（百万円）	－	－	－	8,762
Ⅲ　連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	3.9	7.5	4.3	15.7

（注）１．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

２．本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア……台湾、香港、シンガポール他

(2) 米州……米国

(3) 欧州その他……英国、フランス、イスラエル他

３．海外売上高は、当社グループの本邦以外の国又は地域における売上高であります。

４．会計方針の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「１．連結の範囲に関する事項　（１）連結子会社数　（会計方針の変更）」に記載のとおり、当中間連結会計期間より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会　平成18年９月８日　実務対応報告第20号）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、「アジア」の海外売上高が182百万円、「米州」の海外売上高が547百万円、「欧州その他」の海外売上高が255百万円、それぞれ多く計上されております。

前連結会計年度（自　平成17年４月１日　至　平成18年３月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

（１株当たり情報）

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
１株当たり純資産額　72,218円04銭 １株当たり中間純損失金額　509円92銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失が計上されているため、記載しておりません。	１株当たり純資産額　84,299円43銭 １株当たり中間純利益金額　1,319円82銭 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　1,318円00銭	１株当たり純資産額　87,554円25銭 １株当たり当期純利益金額　17,287円78銭 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　17,268円79銭

（注）　１株当たり中間（当期）純利益金額又は１株当たり中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
１株当たり中間（当期）純利益金額又は１株当たり中間純損失金額			
中間（当期）純利益又は中間純損失（△）（百万円）	△158	566	6,557
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－	165
（うち利益処分による役員賞与金）	(－)	(－)	(165)
普通株式に係る中間（当期）純利益又は普通株式に係る中間純損失（△）（百万円）	△158	566	6,392
普通株式の期中平均株式数（株）	310,565	429,499	369,754
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益調整額（百万円）	－	－	－
普通株式増加数（株）	－	594	406
（うち新株予約権）	(－)	(594)	(406)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権２種類 （平成14年６月27日定時株主総会決議　新株予約権の数　1,934個 平成16年６月24日定時株主総会決議　新株予約権の数　417個） なお、詳細については、第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株予約権１種類 （平成18年６月27日定時株主総会決議　新株予約権の数　343個） なお、詳細については、第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	――――

（重要な後発事象）

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
１　ＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併契約について 平成17年６月28日開催の当社及びＳＭＢＣキャピタル株式会社の定時株主総会において承認された合併契約書に基づき、平成17年10月１日を合併期日としてＳＭＢＣキャピタル株式会社と合併し、同時に商号を「エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社」に変更いたしました。 合併に関する事項の概要は次のとおりであります。 (1) 合併の方法 当社を存続会社とする吸収合併方式で、ＳＭＢＣキャピタル株式会社は解散いたしました。 (2) 合併に際して発行した新株式発行及びその割当 当社は、合併に際して、普通株式79,000株を発行し、合併期日前日の最終のＳＭＢＣキャピタル株式会社の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する株式１株につき合併新株式1.58株の割合をもって割当交付いたしました。その結果、当社の発行済株式総数は、429,675株となっております。 (3) 増加した資本金及び資本準備金等 資　本　金　　2,500百万円 資本準備金　　― 利益準備金　　― 任意積立金その他の留保利益の額　　2,456百万円	―――――	平成18年６月27日開催の第23回定時株主総会において当社の取締役に対して会社法第361条第１項の規定に基づき、当社の使用人（執行役員を含む。）に対して会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプション（新株予約権）を発行することを決議いたしました。 ⅰ.「新株予約権Ⅰ」にかかる新株予約権発行の要領 (1)「新株予約権Ⅰ」の割当を受ける者 当社の取締役とする。 (2)「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類及び数 当社普通株式80株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する「新株予約権Ⅰ」を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。 (3)発行する「新株予約権Ⅰ」の総数 80個を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する「新株予約権Ⅰ」の上限とする。 なお、「新株予約権Ⅰ」１個当たりの目的となる株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は１株とする。但し、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、当社は必要と認める調整を行う。 (4)「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額 「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅰ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
(4)合併により引き継いだ資産・負債の内訳 （単位：百万円） 科目 / 金額 / 科目 / 金額 (資産の部) / (負債の部) 流動資産 16,334 / 流動負債 7,513 営業投資有価証券 15,270 / 固定負債 4,241 その他 1,063 固定資産 377 / 負債合計 11,755 資産合計 16,711 / 差引正味財産 4,956	―――――	(5)「新株予約権Ⅰ」を行使することができる期間 「新株予約権Ⅰ」を割り当てる日の翌日から平成39年６月26日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。 (6)譲渡による「新株予約権Ⅰ」の取得の制限 譲渡による「新株予約権Ⅰ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 (7)「新株予約権Ⅰ」のその他の内容 「新株予約権Ⅰ」に関するその他の内容については、「新株予約権Ⅰ」の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。 ⅱ．[新株予約権Ⅱ」にかかる新株予約権発行の要領 (1)「新株予約権Ⅱ」の割当を受ける者 当社の執行役員とする。 (2)「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類及び数 当社普通株式50株を上限とする。 「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅱ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は１株とする。なお、株主総会における決議の日（以下「決議日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅱ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率 また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
２　自己株式の取得について 当社は、平成17年10月28日開催の取締役会において、商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づく自己株式を買受けることについて、次のとおり決議いたしました。 （1）取得の理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため （2）取得の方法 ジャスダック証券取引所における市場買付 （3）取得する株式の種類 当社普通株式 （4）取得する株式の総数 3,000株（上限） （5）株式の取得価額の総額 900,000,000円（上限） （6）取得の時期 平成17年10月31日から次期定時株主総会終了時まで		

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		(3)「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額 各「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅱ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 (4)「新株予約権Ⅱ」の行使期間 平成18年７月１日から平成39年６月26日までの範囲内で、当社取締役会が定める期間とする。 (5)「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ①「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号。以下同じ。）第40条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (6)「新株予約権Ⅱ」の譲渡制限 譲渡による「新株予約権Ⅱ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 (7)「新株予約権Ⅱ」の行使の条件 ①１個の「新株予約権Ⅱ」の一部行使はできないものとする。 ②「新株予約権Ⅱ」の権利者が、当社及び当社関係会社のうち、当社取締役会が決定する会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から「新株予約権Ⅱ」を行使できるものとする。 ③上記②にかかわらず、「新株予約権Ⅱ」の行使期間の末日の30日前の日より、他の行使の条件に従い、「新株予約権Ⅱ」を行使できるものとする。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		④その他の行使の条件は、当社取締役会が決定するものとする。 (8)「新株予約権Ⅱ」の取得条項 当社取締役会が定める事由に基づき権利を喪失した場合には、当会社は「新株予約権Ⅱ」を無償で取得することができる。 (9)１株に満たない端数の処理 「新株予約権Ⅱ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。 ⅲ.「新株予約権Ⅲ」にかかる新株予約権発行の要領 (1)「新株予約権Ⅲ」の割当を受ける者 当社の執行役員以外の使用人とする。 (2)「新株予約権Ⅲ」の目的である株式の種類及び数 当社普通株式350株を上限とする。 「新株予約権Ⅲ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅲ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は１株とする。 なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅲ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は兵後の比率 また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		(3)「新株予約権Ⅲ」の行使に際して出資される財産の価額 各「新株予約権Ⅲ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅲ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、「新株予約権Ⅲ」を割り当てる日（以下、この項において「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。 なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$ また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整によ生じる１円未満の端数は切り上げる。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$ 上記の算式において、「既発行株式」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とする。 上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。 (4)「新株予約権Ⅲ」の行使期間 平成23年７月１日から平成28年６月26日までの範囲内で、当社取締役会が定める期間とする。 (5)「新株予約権Ⅲ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ①「新株予約権Ⅲ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40号第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②「新株予約権Ⅲ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (6)「新株予約権Ⅲ」の譲渡制限 譲渡による「新株予約権Ⅲ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 (7)「新株予約権Ⅲ」の行使の条件 ①１個の「新株予約権Ⅲ」の一部行使はできないものとする。 ②その他の行使の条件は、当社取締役会が決定するものとする。

前中間連結会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間連結会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前連結会計年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		(8)「新株予約権Ⅲ」の取得条項 「新株予約権Ⅲ」の権利者が、当社取締役会が定める事由に基づき権利を喪失した場合には、当会社は「新株予約権Ⅲ」を無償で取得することができる。 (9)１株に満たない端数の処理 「新株予約権Ⅲ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

２【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記番号	前中間会計期間末 平成17年９月30日			当中間会計期間末 平成18年９月30日			前事業年度の要約貸借対照表 平成18年３月31日		
		金額（百万円）		構成比（％）	金額（百万円）		構成比（％）	金額（百万円）		構成比（％）
（資産の部）										
Ⅰ　流動資産										
1　現金及び預金			9,239			16,886			10,848	
2　営業投資有価証券	※1 ※5	46,172			58,784			58,726		
3　投資損失引当金		△7,290	38,881		△7,640	51,143		△6,843	51,882	
4　営業貸付金			2,580			1,293			1,653	
5　有価証券			2,378			631			2,374	
6　その他			1,133			1,618			851	
貸倒引当金			△30			△30			△30	
流動資産合計			54,183	87.7		71,542	91.3		67,580	89.0
Ⅱ　固定資産										
1　有形固定資産	※2		1,488			1,204			1,356	
2　無形固定資産			80			146			136	
3　投資その他の資産										
(1) 投資有価証券	※5		5,291			4,536			6,135	
(2) 固定化営業債権	※3		97			―			97	
(3) その他	※3		650			916			653	
投資その他の資産合計			6,039			5,452			6,885	
固定資産合計			7,607	12.3		6,803	8.7		8,378	11.0
資産合計			61,791	100.0		78,346	100.0		75,958	100.0

区分	注記番号	前中間会計期間末 平成17年９月30日			当中間会計期間末 平成18年９月30日			前事業年度の要約貸借対照表 平成18年３月31日		
		金額（百万円）		構成比（％）	金額（百万円）		構成比（％）	金額（百万円）		構成比（％）
（負債の部）										
Ⅰ　流動負債										
1　短期借入金			4,500			11,350			6,350	
2　一年以内返済予定長期借入金	※１		15,812			9,050			11,415	
3　賞与引当金			286			261			461	
4　役員賞与引当金			―			51			―	
5　その他	※４		1,822			1,815			2,247	
流動負債合計			22,420	36.3		22,528	28.8		20,473	26.9
Ⅱ　固定負債										
1　長期借入金	※１		13,782			19,129			16,952	
2　退職給付引当金			408			456			433	
3　役員退職慰労引当金			48			58			65	
4　その他			109			290			541	
固定負債合計			14,348	23.2		19,934	25.4		17,991	23.7
負債合計			36,769	59.5		42,463	54.2		38,464	50.6

区分	注記番号	前中間会計期間末 平成17年９月30日 金額（百万円）		構成比（%）	当中間会計期間末 平成18年９月30日 金額（百万円）		構成比（%）	前事業年度の要約貸借対照表 平成18年３月31日 金額（百万円）		構成比（%）
（資本の部）										
Ⅰ　資本金			16,267	26.3		－	－		18,767	24.7
Ⅱ　資本剰余金										
1　資本準備金		6,824			－			6,824		
資本剰余金合計			6,824	11.0		－	－		6,824	9.0
Ⅲ　利益剰余金										
1　任意積立金										
投資損失積立金		－			－			100		
2　当期未処分利益又は中間未処理損失（△）		△37			－			8,885		
利益剰余金合計			△37	△0.0		－	－		8,985	11.9
Ⅳ　その他有価証券評価差額金			1,968	3.2		－	－		2,980	3.9
Ⅴ　自己株式			△0	△0.0		－	－		△63	△0.1
資本合計			25,021	40.5		－	－		37,494	49.4
負債資本合計			61,791	100.0		－	－		75,958	100.0
（純資産の部）										
Ⅰ　株主資本										
1　資本金			－	－		18,767	24.0		－	－
2　資本剰余金										
(1) 資本準備金		－			6,824			－		
資本剰余金合計			－	－		6,824	8.7		－	－
3　利益剰余金										
(1) その他利益剰余金										
投資損失積立金		－			100			－		
繰越利益剰余金		－			8,315			－		
利益剰余金合計			－	－		8,415	10.7		－	－
4　自己株式			－	－		△151	△0.2		－	－
株主資本合計			－	－		33,855	43.2		－	－
Ⅱ　評価・換算差額等										
1　その他有価証券評価差額金			－	－		1,992	2.5		－	－
評価・換算差額等合計			－	－		1,992	2.5		－	－
Ⅲ　新株予約権			－	－		35	0.1		－	－
純資産合計			－	－		35,883	45.8		－	－
負債純資産合計			－	－		78,346	100.0		－	－

②【中間損益計算書】

区分	注記番号	前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日			当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日			前事業年度の要約損益計算書 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日		
		金額（百万円）		百分比（％）	金額（百万円）		百分比（％）	金額（百万円）		百分比（％）
Ⅰ　売上高	※１		7,614	100.0		6,778	100.0		20,074	100.0
Ⅱ　売上原価	※２		6,101	80.1		3,894	57.5		11,149	55.5
売上総利益			1,513	19.9		2,883	42.5		8,924	44.5
Ⅲ　販売費及び一般管理費	※３		1,820	23.9		2,625	38.7		4,293	21.4
営業利益又は営業損失（△）			△306	△4.0		258	3.8		4,630	23.1
Ⅳ　営業外収益	※４		290	3.8		77	1.1		318	1.5
Ⅴ　営業外費用	※５		97	1.3		41	0.6		149	0.7
経常利益又は経常損失（△）			△113	△1.5		294	4.3		4,800	23.9
Ⅵ　特別利益	※６		130	1.7		327	4.8		2,056	10.2
Ⅶ　特別損失	※７		86	1.1		161	2.3		231	1.1
税引前中間（当期）純利益又は税引前中間純損失（△）			△70	△0.9		460	6.8		6,625	33.0
法人税、住民税及び事業税		△32			△40			△64		
法人税等調整額		－	△32	△0.4	－	△40	△0.6	－	△64	△0.3
中間（当期）純利益又は中間純損失（△）			△37	△0.5		501	7.4		6,689	33.3
前期繰越利益			－			－			－	
合併による未処分利益受入額			－			－			2,356	
自己株式処分差損			－			－			161	
当期未処分利益又は中間未処理損失（△）			△37			－			8,885	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年４月１日　至平成18年９月30日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				投資損失積立金	繰越利益剰余金			
平成18年３月31日　残高（百万円）	18,767	6,824	6,824	100	8,885	8,985	△63	34,513
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当					△859	△859		△859
利益処分による役員賞与					△165	△165		△165
中間純利益					501	501		501
自己株式の取得							△182	△182
自己株式の処分					△47	△47	94	47
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）								－
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	－	－	－	－	△569	△569	△88	△657
平成18年９月30日　残高（百万円）	18,767	6,824	6,824	100	8,315	8,415	△151	33,855

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年３月31日　残高（百万円）	2,980	2,980	－	37,494
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		－		△859
利益処分による役員賞与		－		△165
中間純利益		－		501
自己株式の取得		－		△182
自己株式の処分		－		47
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△988	△988	35	△953
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	△988	△988	35	△1,611
平成18年９月30日　残高（百万円）	1,992	1,992	35	35,883

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
１　資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 ② その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。	１　資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同　左 ② その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同　左 (2) デリバティブ 同　左	１　資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 同　左 ② その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同　左 (2) デリバティブ 同　左
２　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年３月31日以前取得の建物（建物附属設備を除く）については、平成10年度の法人税法改正前の耐用年数を継続して適用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）で償却しております。	２　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　８～60年 器具備品　４～20年 (2) 無形固定資産 同　左	２　固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　６～60年 器具備品　３～20年 (2) 無形固定資産 同　左
３　繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時の費用として処理しております。	３　――――	３　繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時の費用として処理しております。

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
４　引当金の計上基準 (1) 投資損失引当金 中間会計期間末に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。 (2) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。 (4)　――――――	４　引当金の計上基準 (1) 投資損失引当金 同　左 (2) 貸倒引当金 同　左 (3) 賞与引当金 同　左 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。 （会計方針の変更） 当中間会計期間より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年11月29日　企業会計基準第４号）を適用しております。これにより、営業損益、経常損益及び税引前中間純損益は、それぞれ51百万円減少しております。	４　引当金の計上基準 (1) 投資損失引当金 期末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。 (2) 貸倒引当金 同　左 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。 (4)　――――――

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは当社の退職金が、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためであります。	(5) 退職給付引当金 同　左	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。これは当社の退職金が、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためであります。
(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。	(6) 役員退職慰労引当金 同　左	(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
5　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同　左	5　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6　リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	6　リース取引の処理方法 同　左	6　リース取引の処理方法 同　左
7　ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについて特例処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は金利スワップ、ヘッジ対象は変動金利の借入金であります。 (3) ヘッジ方針 金利スワップは将来の金利上昇リスクを回避する目的で利用しているのみであり、投機目的の取引は行わない方針であります。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。	7　ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同　左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同　左 (3) ヘッジ方針 同　左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同　左	7　ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同　左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同　左 (3) ヘッジ方針 同　左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同　左

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
８　その他中間財務諸表作成のための重要な事項 (1) 投資事業組合等への出資金の会計処理 投資事業組合等への出資金に係る会計処理は、組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。また、出資金払込後、当社の中間決算日までに、財務諸表または中間財務諸表が作成されていない投資事業組合等への出資金については、流動資産の「営業投資有価証券」に計上しております。 （表示方法の変更） 平成16年の証券取引法の改正により有価証券とみなされることとなった投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資のうち、従来、流動資産の「営業出資金」に計上しておりました投資事業組合等への出資金については、前事業年度より「営業投資有価証券」として表示しております。この変更に伴い、「営業出資金」が1,044百万円減少し、「営業投資有価証券」が同額増加しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しており、控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。また、固定資産に係る控除対象外の消費税等は、投資その他の資産「その他」（長期前払費用）に計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却しております。 (3) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	８　その他中間財務諸表作成のための重要な事項 (1) 投資事業組合等への出資金の会計処理 投資事業組合等への出資金に係る会計処理は、組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。なお、当社が運営管理する組合等への出資金のうち、事業年度末が９月末の組合等への出資金については、中間会計期間末から３ヶ月経過した日における組合の資産・負債及び同期間に発生した収益・費用の集計に基づいて当社の出資持分割合に応じて計上しております。 (2) 消費税等の会計処理 同　左 (3) 連結納税制度の適用 同　左	８　その他財務諸表作成のための重要な事項 (1) 投資事業組合等への出資金の会計処理 投資事業組合等への出資金に係る会計処理は、組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。なお、当社が運営管理する組合等への出資金のうち、事業年度末が９月末の組合等への出資金については、事業年度末から３ヶ月経過した日における組合の資産・負債及び同期間に発生した収益・費用の集計に基づいて当社の出資持分割合に応じて計上しております。 (2) 消費税等の会計処理 同　左 (3) 連結納税制度の適用 同　左

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更）

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
――――――	（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 　当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。また、従来の資本の部の合計に相当する金額は、35,847百万円であります。なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。 （ストック・オプション等に関する会計基準） 　当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会　平成17年12月27日　企業会計基準第８号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会　平成18年５月31日　企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。これにより、営業損益、経常損益及び税引前中間純損益が35百万円減少しております。	――――――

（追加情報）

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
―――――	（投資事業組合等運営報酬の計上） 従来、投資事業組合等から受領する成功報酬については、当該投資事業組合等の事業年度のキャピタルゲイン等に基づき算定した金額を計上しておりましたが、投資事業組合等において、期間損益をより適切に表示するため、四半期ごとに支払成功報酬を計上することとなったことに伴い、当中間会計期間より、当該支払成功報酬の受取額を売上高「投資事業組合等運営報酬」に計上しております。 これにより、売上高、売上総利益、営業損益、経常損益及び税引前中間純損益が214百万円増加しております。	―――――

注記事項

（中間貸借対照表関係）

前中間会計期間末 平成17年９月30日	当中間会計期間末 平成18年９月30日	前事業年度末 平成18年３月31日
※１　――――――	※１　担保に供している資産 営業投資有価証券　1,000百万円 計　1,000百万円 上記資産のうち、24百万円は一年以内返済予定長期借入金10百万円、長期借入金20百万円の担保に供しております。 また、976百万円はバイアウト関連投資先の債務（3,249百万円）に対し担保提供している投資事業組合が保有する営業投資有価証券の当社持分相当額であります。	※１　担保に供している資産 営業投資有価証券　24百万円 計　24百万円 上記資産は、一年以内返済予定長期借入金10百万円、長期借入金20百万円の担保に供しております。
※２　有形固定資産から控除した減価償却累計額は950百万円であります。	※２　有形固定資産から控除した減価償却累計額は381百万円であります。	※２　有形固定資産から控除した減価償却累計額は492百万円であります。
※３　投資その他の資産に対して計上した貸倒引当金は、当該資産より直接控除しております。 直接控除した内訳は次のとおりであります。 固定化営業債権　725百万円 その他（会員権）　59百万円 なお、「固定化営業債権」は財務諸表等規則第32条第１項第10号の債権であります。	※３　投資その他の資産に対して計上した貸倒引当金は、当該資産より直接控除しております。 直接控除した内訳は次のとおりであります。 その他（会員権）　78百万円	※３　投資その他の資産に対して計上した貸倒引当金は、当該資産より直接控除しております。 直接控除した内訳は次のとおりであります。 固定化営業債権　725百万円 その他（会員権）　78百万円 なお、「固定化営業債権」は財務諸表等規則第32条第１項第10号の債権であります。
※４　消費税等の取扱い 仮受消費税等と仮払消費税等のうち控除対象消費税等を相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※４　消費税等の取扱い 同　左	※４　――――――
※５　有価証券の保有目的の変更 当社が保有する有価証券について、当中間連結会計期間より、保有目的の変更に伴い、「営業投資有価証券」（154百万円）を「投資有価証券」へ、「投資有価証券」（3,216百万円）を「営業投資有価証券」に振替えております。	※５　――――――	※５　有価証券の保有目的の変更 当社が保有する有価証券について、当事業年度より、保有目的の変更に伴い、「営業投資有価証券」（146百万円）を「投資有価証券」へ、「投資有価証券」（1,148百万円）を「営業投資有価証券」に振替えております。

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
※１　売上高の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上高　6,639百万円 投資事業組合等運営報酬　902百万円 営業貸付金利息　49百万円 その他の売上高　23百万円 計　7,614百万円	※１　売上高の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上高　4,912百万円 投資事業組合等運営報酬　1,812百万円 営業貸付金利息　31百万円 その他の売上高　22百万円 計　6,778百万円	※１　売上高の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上高　15,479百万円 投資事業組合等運営報酬　4,447百万円 営業貸付金利息　87百万円 その他の売上高　60百万円 計　20,074百万円
※２　売上原価の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上原価　3,732百万円 投資損失引当金繰入額　2,179百万円 資金原価　186百万円 その他の売上原価　3百万円 計　6,101百万円 営業投資有価証券売上原価には評価損が912百万円含まれております。	※２　売上原価の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上原価　2,462百万円 投資損失引当金繰入額　1,262百万円 資金原価　169百万円 計　3,894百万円 営業投資有価証券売上原価には評価損が93百万円含まれております。	※２　売上原価の内訳は次のとおりであります。 営業投資有価証券売上原価　8,202百万円 投資損失引当金繰入額　2,550百万円 資金原価　361百万円 その他の売上原価　34百万円 計　11,149百万円 営業投資有価証券売上原価には評価損が1,832百万円含まれております。
※３　減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産　14百万円 無形固定資産　17百万円 計　31百万円	※３　減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産　25百万円 無形固定資産　20百万円 計　45百万円	※３　減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産　39百万円 無形固定資産　41百万円 計　81百万円
※４　営業外収益の主なものは次のとおりであります。 受取配当金　242百万円	※４　営業外収益の主なものは次のとおりであります。 受取配当金　54百万円 受取利息　2百万円	※４　営業外収益の主なものは次のとおりであります。 受取配当金　257百万円 受取利息　8百万円
※５　営業外費用の主なものは次のとおりであります。 支払利息　54百万円 新株発行費　43百万円	※５　営業外費用の主なものは次のとおりであります。 支払利息　34百万円	※５　営業外費用の主なものは次のとおりであります。 支払利息　96百万円 新株発行費　50百万円
※６　特別利益の主なものは次のとおりであります。 貸倒引当金戻入益　89百万円 投資有価証券売却益　40百万円	※６　特別利益の主なものは次のとおりであります。 貸倒引当金戻入益　83百万円 投資有価証券売却益　239百万円	※６　特別利益の主なものは次のとおりであります。 投資有価証券売却益　1,962百万円 固定資産売却益　24百万円 貸倒引当金戻入益　70百万円
※７　特別損失の主なものは次のとおりであります。 合併費用　79百万円 特別損失に計上した合併費用は、ＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併に伴い発生したコンサルティング費用及び弁護士費用等であります。	※７　特別損失の主なものは次のとおりであります。 投資有価証券評価損　25百万円 固定資産除売却損　135百万円	※７　特別損失の主なものは次のとおりであります。 投資有価証券評価損　45百万円 投資有価証券売却損　25百万円 合併費用　150百万円 特別損失に計上した合併費用は、ＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併に伴い発生したコンサルティング費用及び弁護士費用等であります。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年９月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式　（注）	114	440	182	372
合計	114	440	182	372

（注）当中間会計期間における自己株式の株式数の増加は、取締役会の決議に基づく取得であります。減少は、新株予約権の行使に伴う譲渡によるものであります。

（リース取引関係）

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
＜借手側＞ １　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 有形固定資産（車両運搬具） 取得価額相当額　14百万円 減価償却累計額相当額　8百万円 中間期末残高相当額　5百万円 なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ②　未経過リース料中間期末残高相当額 １年以内　2百万円 １年超　2百万円 合計　5百万円 なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ③　支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料　1百万円 減価償却費相当額　1百万円 ④　減価償却費相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとした定額法を採用しております。 ＜貸手側＞ １　オペレーティング・リース取引 未経過リース料 １年以内　4百万円 １年超　－百万円 合計　4百万円	＜借手側＞ １　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 有形固定資産（車両運搬具） 取得価額相当額　28百万円 減価償却累計額相当額　10百万円 中間期末残高相当額　17百万円 同　左 ②　未経過リース料中間期末残高相当額 １年以内　5百万円 １年超　11百万円 合計　17百万円 同　左 ③　支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料　2百万円 減価償却費相当額　2百万円 ④　減価償却費相当額の算定方法 同　左 ＜貸手側＞ ――――――	＜借手側＞ １　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 有形固定資産（車両運搬具） 取得価額相当額　28百万円 減価償却累計額相当額　11百万円 期末残高相当額　17百万円 なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ②　未経過リース料期末残高相当額 １年以内　5百万円 １年超　11百万円 合計　17百万円 なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ③　支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料　3百万円 減価償却費相当額　3百万円 ④　減価償却費相当額の算定方法 同　左 ＜貸手側＞ ――――――

（有価証券関係）

前中間会計期間末（平成17年９月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末（平成18年９月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末（平成18年３月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（１株当たり情報）

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
１株当たり純資産額　71,354円02銭 １株当たり中間純損失金額　121円59銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失が計上されているため、記載しておりません。	１株当たり純資産額　83,502円03銭 １株当たり中間純利益金額　1,167円91銭 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　1,166円30銭	１株当たり純資産額　86,900円58銭 １株当たり当期純利益金額　17,646円71銭 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　17,627円34銭

（注）　１株当たり中間（当期）純利益金額又は１株当たり中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
１株当たり中間（当期）純利益金額又は１株当たり中間純損失金額（△）			
中間（当期）純利益又は中間純損失（△）（百万円）	△37	501	6,689
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－	165
（うち利益処分による役員賞与金）	(－)	(－)	(165)
普通株式に係る中間（当期）純利益又は普通株式に係る中間純損失（△）（百万円）	△37	501	6,524
普通株式の期中平均株式数（株）	310,565	429,499	369,754
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益調整額（百万円）	－	－	－
普通株式増加数（株）	－	594	406
（うち新株予約権）	(－)	(594)	(406)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権２種類 （平成14年６月27日定時株主総会決議　新株予約権の数　1,934個 平成16年６月24日定時株主総会決議　新株予約権の数　417個） なお、詳細については、第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	新株予約権１種類 （平成18年６月27日定時株主総会決議　新株予約権の数　343個） なお、詳細については、第４　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況に記載のとおりであります。	―――――

（重要な後発事象）

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
１　ＳＭＢＣキャピタル株式会社との合併契約について 平成17年６月28日開催の当社及びＳＭＢＣキャピタル株式会社の定時株主総会において承認された合併契約書に基づき、平成17年10月１日を合併期日としてＳＭＢＣキャピタル株式会社と合併し、同時に商号を「エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社」に変更いたしました。 合併に関する事項の概要は次のとおりであります。 (1) 合併の方法 当社を存続会社とする吸収合併方式で、ＳＭＢＣキャピタル株式会社は解散いたしました。 (2) 合併に際して発行した新株式発行及びその割当 当社は、合併に際して、普通株式79,000株を発行し、合併期日前日の最終のＳＭＢＣキャピタル株式会社の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する株式１株につき合併新株式1.58株の割合をもって割当交付いたしました。その結果、当社の発行済株式総数は、429,675株となっております。 (3) 増加した資本金及び資本準備金等 資　本　金　2,500百万円 資本準備金　― 利益準備金　― 任意積立金その他の留保利益の額　2,456百万円	―――――	平成18年６月27日開催の第23回定時株主総会において当社の取締役に対して会社法第361条第１項の規定に基づき、当社の使用人（執行役員を含む。）に対して会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプション（新株予約権）を発行することを決議いたしました。 ⅰ.「新株予約権Ⅰ」にかかる新株予約権発行の要領 (1)「新株予約権Ⅰ」の割当を受ける者 当社の取締役とする。 (2)「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類及び数 当社普通株式80株を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する「新株予約権Ⅰ」を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。 なお、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。 (3)発行する「新株予約権Ⅰ」の総数 80個を各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する「新株予約権Ⅰ」の上限とする。 なお、「新株予約権Ⅰ」１個当たりの目的となる株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は１株とする。但し、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、当社は必要と認める調整を行う。 (4)「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額 「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅰ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
(4)合併により引き継いだ資産・負債の内訳 （単位：百万円） 科目 / 金額 / 科目 / 金額 (資産の部) / (負債の部) 流動資産 16,334 / 流動負債 7,513 営業投資有価証券 15,270 / 固定負債 4,241 その他 1,063 固定資産 377 / 負債合計 11,755 資産合計 16,711 / 差引正味財産 4,956 2　自己株式の取得について 当社は、平成17年10月28日開催の取締役会において、商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づく自己株式を買受けることについて、次のとおり決議いたしました。 (1) 取得の理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため (2) 取得の方法 ジャスダック証券取引所における市場買付 (3) 取得する株式の種類 当社普通株式 (4) 取得する株式の総数 3,000株（上限） (5) 株式の取得価額の総額 900,000,000円（上限） (6) 取得の時期 平成17年10月31日から次期定時株主総会終了時まで	―――――	(5)「新株予約権Ⅰ」を行使することができる期間 「新株予約権Ⅰ」を割り当てる日の翌日から平成39年６月26日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。 (6)譲渡による「新株予約権Ⅰ」の取得の制限 譲渡による「新株予約権Ⅰ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 (7)「新株予約権Ⅰ」のその他の内容 「新株予約権Ⅰ」に関するその他の内容については、「新株予約権Ⅰ」の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。 ⅱ．[新株予約権Ⅱ」にかかる新株予約権発行の要領 (1)「新株予約権Ⅱ」の割当を受ける者 当社の執行役員とする。 (2)「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類及び数 当社普通株式50株を上限とする。 「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅱ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は１株とする。なお、株主総会における決議の日（以下「決議日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅱ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率 また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		(3)「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額 各「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅱ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 (4)「新株予約権Ⅱ」の行使期間 平成18年７月１日から平成39年６月26日までの範囲内で、当社取締役会が定める期間とする。 (5)「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ①「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号。以下同じ。）第40条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (6)「新株予約権Ⅱ」の譲渡制限 譲渡による「新株予約権Ⅱ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 (7)「新株予約権Ⅱ」の行使の条件 ①１個の「新株予約権Ⅱ」の一部行使はできないものとする。 ②「新株予約権Ⅱ」の権利者が、当社及び当社関係会社のうち、当社取締役会が決定する会社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から「新株予約権Ⅱ」を行使できるものとする。 ③上記②にかかわらず、「新株予約権Ⅱ」の行使期間の末日の30日前の日より、他の行使の条件に従い、「新株予約権Ⅱ」を行使できるものとする。

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		④その他の行使の条件は、当社取締役会が決定するものとする。 (8)「新株予約権Ⅱ」の取得条項 当社取締役会が定める事由に基づき権利を喪失した場合には、当会社は「新株予約権Ⅱ」を無償で取得することができる。 (9)１株に満たない端数の処理 「新株予約権Ⅱ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。 ⅲ.「新株予約権Ⅲ」にかかる新株予約権発行の要領 (1)「新株予約権Ⅲ」の割当を受ける者 当社の執行役員以外の使用人とする。 (2)「新株予約権Ⅲ」の目的である株式の種類及び数 当社普通株式350株を上限とする。 「新株予約権Ⅲ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅲ」１個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は１株とする。 なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅲ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は兵後の比率 また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		(3)「新株予約権Ⅲ」の行使に際して出資される財産の価額 各「新株予約権Ⅲ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅲ」の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、「新株予約権Ⅲ」を割り当てる日（以下、この項において「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。 なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。 $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$ また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整によ生じる１円未満の端数は切り上げる。

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数＋新規発行株式数}}$$ 上記の算式において、「既発行株式」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とする。 上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。 (4)「新株予約権Ⅲ」の行使期間 平成23年７月１日から平成28年６月26日までの範囲内で、当社取締役会が定める期間とする。 (5)「新株予約権Ⅲ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 ①「新株予約権Ⅲ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40号第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②「新株予約権Ⅲ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 (6)「新株予約権Ⅲ」の譲渡制限 譲渡による「新株予約権Ⅲ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。 (7)「新株予約権Ⅲ」の行使の条件 ①１個の「新株予約権Ⅲ」の一部行使はできないものとする。 ②その他の行使の条件は、当社取締役会が決定するものとする。

前中間会計期間 自　平成17年４月１日 至　平成17年９月30日	当中間会計期間 自　平成18年４月１日 至　平成18年９月30日	前事業年度 自　平成17年４月１日 至　平成18年３月31日
		(8)「新株予約権Ⅲ」の取得条項 「新株予約権Ⅲ」の権利者が、当社取締役会が定める事由に基づき権利を喪失した場合には、当会社は「新株予約権Ⅲ」を無償で取得することができる。 (9)１株に満たない端数の処理 「新株予約権Ⅲ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

１　有価証券報告書及びその添付書類

事 業 年 度	自　平成17年４月１日	平成18年６月27日
（第23期）	至　平成18年３月31日	関東財務局長に提出

２　有価証券届出書（新株予約権証券）及びその添付書類

平成18年８月22日関東財務局長に提出

３　自己株券買付状況報告書

報告期間（自　平成18年３月１日　至　平成18年３月31日）平成18年４月10日関東財務局長に提出
報告期間（自　平成18年４月１日　至　平成18年４月30日）平成18年５月10日関東財務局長に提出
報告期間（自　平成18年５月１日　至　平成18年５月31日）平成18年６月12日関東財務局長に提出
報告期間（自　平成18年６月１日　至　平成18年６月27日）平成18年７月10日関東財務局長に提出
報告期間（自　平成18年６月27日　至　平成18年６月30日）平成18年７月10日関東財務局長に提出
報告期間（自　平成18年７月１日　至　平成18年７月31日）平成18年８月３日関東財務局長に提出
報告期間（自　平成18年８月１日　至　平成18年８月31日）平成18年９月８日関東財務局長に提出
報告期間（自　平成18年９月１日　至　平成18年９月30日）平成18年10月６日関東財務局長に提出
報告期間（自　平成18年10月１日　至　平成18年10月31日）平成18年11月８日関東財務局長に提出
報告期間（自　平成18年11月１日　至　平成18年11月30日）平成18年12月７日関東財務局長に提出

４　有価証券届出書の訂正届出書

平成18年８月31日関東財務局長に提出
平成18年８月22日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

５　臨時報告書

平成18年12月７日関東財務局長に提出
証券取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成１７年１２月２０日

エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	堀内　巧	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山田　雄一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小澤　陽一	印

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社（旧会社名　エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社）の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社（旧会社名　エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社）及び連結子会社の平成17年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年10月１日を合併期日として、ＳＭＢＣキャピタル株式会社と合併した。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年10月28日開催の取締役会において、自己株式の取得に関する決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成１８年１２月１９日

エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	堀内　巧	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小澤　陽一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	梅津　広	印

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社及び連結子会社の平成18年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

１．中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱いを適用している。

２．中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成１７年１２月２０日

エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	堀内　巧	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山田　雄一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小澤　陽一	印

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社（旧会社名　エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社）の平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社（旧会社名　エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社）の平成17年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年４月１日から平成17年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

１．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年10月１日を合併期日として、ＳＭＢＣキャピタル株式会社と合併した。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年10月28日開催の取締役会において、自己株式の取得に関する決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成１８年１２月１９日

エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	堀内　巧	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小澤　陽一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	梅津　広	印

当監査法人は、証券取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エヌ・アイ・エフＳＭＢＣベンチャーズ株式会社の平成18年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年４月１日から平成18年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。